

令和5年12月定例会 目次

令和5年11月30日（木曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出欠席議員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
事務局職員出席者	5
会期日程表	6
開 会	7
開 議	7
議会報告 議会運営委員長報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
同意第8号及び同意第9号の計2件	8
提案理由説明 市 長	8
質 疑	9
採 決	9
議第55号から議第68号まで計13件	9
提案理由説明 市 長	9
総括質疑	10
議案付託表	12
（総務常任委員長報告）	
議第55号及び議第56号の計2件	13
質 疑	14
採 決	14
議案審査結果表	15
議第45号から議第54号まで計10件	16
提案理由説明 市 長	16
予算特別委員会の設置について	17
議案付託表	18
（予算特別委員長報告）	
議第45号から議第50号まで計6件	19
質 疑	19
採 決	19
議案審査結果表	20

請願の付託	21
請願付託表	22
散 会	25

令和5年12月4日（月曜日）

議事日程第2号	27
本日の会議に付した事件	27
出欠席議員氏名	28
説明のため出席した者の職氏名	29
事務局職員出席者	29
一般質問表	30
開 議	40
一般質問	40
山口裕昭議員	40
1. 人口減少対策について	40
2. 各種行事の見直しの必要性について	41
高橋一郎議員	50
1. 白竜湖の復活に向けて	51
2. 少子化等による教育課題	51
伊藤英司議員	60
1. 空き家対策について	60
2. 重点支援地方交付金について	61
散 会	65

令和5年12月5日（火曜日）

議事日程第3号	67
本日の会議に付した事件	67
出欠席議員氏名	68
説明のため出席した者の職氏名	69
事務局職員出席者	69
開 議	70
一般質問	70
佐藤 明議員	70
1. 来年度の予算編成について	70
2. 介護保険事業計画第9期について	71
高岡亮一議員	79
1. “愛郷心”の涵養を行政、教育の柱に	80
2. 新型コロナ総括	80

散 会	87
-----	----

令和5年12月21日（木曜日）

議事日程第4号	89
本日の会議に付した事件	90
出欠席議員氏名	91
説明のため出席した者の職氏名	92
事務局職員出席者	92
開 議	93
議会報告 議会運営委員長報告 （総務常任委員長報告）	93
議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について	93
質 疑	94
採 決	94
（文教厚生常任委員長報告）	
議第59号から請願第2号まで計11件	94
質 疑	96
採 決	96
（予算特別委員長報告）	
議第51号から議第54号まで計4件	96
質 疑	96
採 決	96
委員会報告書	98
議案審査結果表	99
請願審査結果表	100
（議会機能等検討特別委員長報告）	
議会機能等検討特別委員会報告	101
（追加議案）	
議第70号及び議第71号の計2件	101
提案理由説明 市 長	102
質 疑	102
議案付託表	103
（総務常任委員長報告）	
議第70号及び議第71号の計2件	104
質 疑	105
採 決	105
議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第9号）	105
提案理由説明 市 長	105

議案付託表	106
(予算特別委員長報告)	
議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)	107
質 疑	107
採 決	107
発議第5号 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	107
提案理由説明 …… 高橋 篤議員	107
質 疑	108
採 決	108
発議第6号 南陽市議会議員政治倫理条例の設定について	108
提案理由説明 …… 高橋 篤議員	108
質 疑	108
採 決	108
発議第7号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について	109
提案理由説明 …… 片平志朗議員	109
質 疑	109
採 決	109
市長挨拶	109
閉 会	110

令和5年12月定例会
予算特別委員会 目次

令和5年11月30日（木曜日）

出欠席委員氏名	111
説明のため出席した者の職氏名	112
事務局職員出席者	112
本日の会議に付した事件	113
開　　会	113
議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第7号）	113
採　　決	115
議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	115
採　　決	115
議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第2号）	115
採　　決	116
議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）	116
採　　決	116
議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）	116
採　　決	117
議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）	117
採　　決	117
散　　会	117

令和5年12月14日（木曜日）

出欠席委員氏名	119
説明のため出席した者の職氏名	120
事務局職員出席者	120
本日の会議に付した事件	121
開　　議	121
議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第8号）	121
採　　決	128
議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	128
採　　決	128
議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第3号）	128
採　　決	129
議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）	129
採　　決	129

散 会	129
-----------	-----

令和5年12月21日（木曜日）

出欠席委員氏名	131
説明のため出席した者の職氏名	132
事務局職員出席者	132
本日の会議に付した事件	133
開 議	133
議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第9号）	133
質 疑	133
閉 会	135

令和5年12月定例会

南陽市議会会議録

(第412号)

南陽市議会事務局

令和5年11月30日（木曜日）

本 会 議

令和5年11月30日（木）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和5年11月30日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について

日程第 5 同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任について

日程第 6 議第 55号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 56号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第 59号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第 60号 南陽市立沖郷第二学童保育施設の指定管理者の指定について

日程第 11 議第 61号 南陽市総合公園の指定管理者の指定について

日程第 12 議第 62号 中央花公園の指定管理者の指定について

日程第 13 議第 63号 向山公園の指定管理者の指定について

日程第 14 議第 64号 南陽市赤湯市民体育館の指定管理者の指定について

日程第 15 議第 65号 南陽市武道館の指定管理者の指定について

日程第 16 議第 66号 南陽市沖郷体育館の指定管理者の指定について

日程第 17 議第 67号 南陽市民プールの指定管理者の指定について

日程第 18 議第 68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定について

(総務常任委員長報告)

日程第 19 議第 55号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議第 56号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議第 45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)

日程第 22 議第 46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 23 議第 47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)

日程第 24 議第 48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 25 議第 49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 26 議第 50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 27 議第 51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第8号)

日程第 28 議第 52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 29 議第 53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)

日程第 30 議第 54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 31 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 32 議第 45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)

日程第 33 議第 46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 34 議第 47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)

日程第 35 議第 48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 36 議第 49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 37 議第 50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 38 請願の付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
板 垣 幸 広	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	寒河江 英 明	農 林 課 長
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	嶋 貫 幹 子	観 光 振 興 主 幹
川 合 俊 一	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
高 橋 宏 治	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
鈴 木 博 明	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
青 木 勲	代 表 監 査 委 員	矢 澤 文 明	監 査 委 員 事 務 局 長
山 内 美 穂	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
小 阪 郁 子	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る11月22日告示になりました令和5年南陽市議会12月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

### 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年12月定例会の運営について、去る11月27日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、同意案2件、条例その他議案13件、補正予算案10件の計25件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問を

考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から12月21日までの22日間と決した次第であります。

この22日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願いを申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、同意案2件については、一括議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、討論省略後に1件ずつ、質疑、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例その他議案13件については、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後に、所管の常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案10件については、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ御審査くださるようよろしくお願いを申し上げます。

なお、総常任委員会に付託になります議案のうち、議第55号及び議第56号の条例案2件と予算特別委員会に付託になります補正予算議案のうち、議第45号から議第50号までの6件につきましては、それぞれ本日の本会議の休憩中に委員会を開催し、御審査くださるようお願いを申し上げます。

次に、一般質問であります。通告議員は5名でありますので、御報告いたします。

最後に、請願について申し上げます。受理いたしました請願は1件であります。別紙請願付託表により所管の文教厚生常任委員会で審査することにいたしましたので御了承をお願い申し上げます。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、2番佐藤憲一議員、15番遠藤榮吉議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より12月21日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より12月21日までの22日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 同意第8号及び

### 日程第5 同意第9号の計2件

○議長 日程第4 同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について及び日程第5 同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任についての議案2件を議事の都合により、一括議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について及び同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任についての同意案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員のうち1名が欠員となっておりますので、議案書記載のとおり新任の1名を適任と認め、選任いたしたいので御提案申し上げます。

次に、同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任について申し上げます。

本財産区管理委員7名が本年12月31日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり新任の7名を適任と認め、選任いたしたいので御提案申し上げます。

以上、同意案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御同意いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第8号及び同意第9号の議案2件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意

第8号及び同意第9号の議案2件は委員会付託を省略することに決しました。

次に、お諮りいたします。同意第8号及び同意第9号の議案2件は討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第8号及び同意第9号の議案2件は討論を省略することに決しました。

これより各財産区管理委員の選任について、質疑及び同意の表決を1件ずつ行いたいと思ひます。

最初に、同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第8号 南陽市宮内財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第8号は同意することに決しました。

次に、同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第9号 南陽市漆山財産区管理委員の選任については、これを同意いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第9号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第 6 議第 55号から

日程第 18 議第 68号まで計 13件

○議長 次に、日程第6 議第55号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18 議第68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定についてまでの議案13件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第55号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定についてまでの議案13件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第55号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第56号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について申し上げます。

本案2件は、いずれも人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく改正であり、特別職は期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであり、一般職は給料表の改定及び期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、再任用職員の期末手当と勤勉手当についてもそれぞれ0.025月分引き上げるなどの所要の改正を行うものでございます。

次に、議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、内湯旅館営業者からの温泉受給廃止届に基づき、温泉受給廃止を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第59号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う所要の規定整備のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第60号 南陽市立沖郷第二学童保育施設の指定管理者の指定についてから、議第68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定についてまでの9件について申し上げます。

本案9件は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、施設の指定管理者を議案書記載のとおり指定いたしたいので、御提案申し上げます。

以上、議案13件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案13件について、総括して質疑ございませんか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 55号についてお伺いをしたいと思います。

市長にお伺いします。今回、提案理由が山形県人事委員会勧告等に基づくというふうな理由ですが、特別職の場合、0.1から0.05に下がっていると。それは、勧告としては0.1だったんですけども、0.05にしたというのは、事務局から届いたもの等を見ますと、いわゆる県に準拠するというふうな形をお伺いしました。それはそれとして分かるんですが、その県の人事委員会勧告の取扱いというのは、基本的にはそれを

遵守していくという立場だと思うんですけども、人事委員会勧告と今回の県の通知というんですか、その準拠、これ、今回県の人事委員会勧告等よりも通知のほうを重視したというふうなことだと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、議員がおっしゃるとおりなんですけれども、詳細につきましては副市長から答弁いたさせます。

○議長 副市長。

○副市長 お答え申し上げます。議運のときにも申し上げたんですけども、結局、勧告があっても実際の規定を県がどういうふうにつくるかというのに私どもは合わせるというふうなことなので、その勧告、動機は勧告があったからです。ただし、結果としては、県がそのようにしたのでそれに合わせてするという、一つの基準として我々は使っているというふうなことで説明申し上げたとおりです。

以上です。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 提案理由については人事委員会、人事院勧告等というのは人事院ですから、これは国ですけども、県の人事委員会それから、それに何ていうんですか、今の説明ですと、いわゆる県準拠というようなこともあり得ると、人事委員会勧告といえどもというようなことで、これはしょうがないかなとまでは思いましたが、これはほかの市町村のいわゆる考え方、採用状況というのはどうなんでしょうか。把握していますか。

○議長 答弁を求めます。

副市長。

○副市長 基本的には各市町村の独自の考え方で構わないわけですが、論理上は。だから、0.05を0.1にしてもそれはそれで構わないんですが、

南陽市は何回も申し上げますが、県に準拠するというのをずっとやってきたわけなので、一度それから踏み外すと今度独自になってしまうというふうなこともございまして、我々としては県のどういうふうにするかということに合わせています。これは一般職も実は同じことが言えていて、必ずしも各市町村が全く同じにしているかと言われれば、実は少しずつ違うというのはあります、実態として。ですから、我々としては県の動きに合わせて変えているというふうなことです。

以上です。

すみません。それで状況ですけれど、基本的には0.05で動いているんですが、やっぱり動きがこうちょっとイレギュラーだったものですから、0.1で動かざるを得ない市町村があるということについては情報をつかんでいます。

以上です。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。ちょっと性急な、日程、タイミングがそうだったものですから、なかなかこれ難しいなとは思ったんですけども、できる限りいわゆる特別職じゃなくて一般職に関してはそのまんまというようなことですので、その内容については、状況については分かりました。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案13件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議第55号及び議第56号の議案2件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に総務常任委員会を開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴にてお知らせいたします。

午前10時21分　休　憩

午前10時45分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第19　議第55号及び

日程第20　議第56号の計2件

○議長　日程第19　議第55号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第20　議第56号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　山口裕昭議員。

〔総務常任委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○総務常任委員長　おはようございます。

私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案3件のうち、議第55号及び議第56号について、本会議休憩中に議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第55号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に準じ所要の改正を行うものであります。

改正の内容について、当局からは特別職の期末手当を0.05月引き上げ、年間の支給月数を現行の3.25月から3.3月に改定するもので、6月と12月の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ

るものであること。

ただし、本年分については、既に6月の手当を支給していることから、12月の手当を0.05月分引き上げる特例を設けるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第56号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案についても、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

当局より、改正内容の1点目、全ての職務の階級において、500円から1万2,000円までの範囲で給与月額を引き上げるもので、特に若年層については引上げ幅を高くし、初級の初任給は1万2,000円、上級の初任給は1万1,000円引き上げるため、給料表を改定するものであります。

2点目は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.35月から4.45月に、再任用職員についてもそれぞれ0.025月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を2.3月から2.35月に改定するものであること。ただし、特別職と同様に一般職、再任用職員とも本年分については既に6月の手当を支給していることから、12月の手当で調整する特例を設けるものであります。

3点目は、新型コロナウイルスを含めた感染症に対する地方公共団体の対象事務の拡大などに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正による条ずれを整理するものとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長報告に対し、質疑  
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がご  
ざいませぬので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第55号 南陽市特別職  
の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について及び議第56号 南陽市一般職  
の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定についての議案2件については、総務  
常任委員長報告のとおり決するに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議なしと認めます。

よって、議第55号及び議第56号の議案2件に  
ついては、総務常任委員長報告のとおり決しま  
した。

~~~~~

日程第21 議第45号から

日程第30 議第54号までの計10件

○議長 次に、日程第21 議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第7号）から、日程第30 議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの補正予算議案10件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第7号）から、議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの補正予算案10件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う特別職、職員人件費及び特別会計への人件費繰出金の補正のほか、物価高騰への支援として、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援給付金給付事業費の追加を行うものであります。

財源につきましては、国庫支出金、財政調整基金繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定におきまして、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものであります。

財源につきましては、県支出金、一般会計繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金、財政調整積立金繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものであります。

財源につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金で措置いたすものでございます。

次に、議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の水道事業収益の増減はなく、水道事業費用については、人事異動と給与改正に伴う人件費の補正を行うものでございます。

資本的収支は、収入の増減はなく、支出については人事異動と給与改正に伴う人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の下水道事業収益については、人件費の減額分を一般会計補助金から調整するものでございます。

下水道事業費用については、人事異動と給与改正等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

資本的収支は、収入の増減はなく、支出については人事異動と給与改正に伴う人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第51号 令和5年度南陽市一般会計

補正予算（第8号）について申し上げます。

補正の内容は、通所施設に係る利用実績の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額、学童保育事業に係る施設運営費補助金の増額、小中学校へのスポットクーラー購入等による小学校一般管理費及び中学校一般管理費の増額、各公共施設の電気料の増額、置広事務組合負担金の整理などであり、財源につきましては、国県支出金、諸収入等で措置いたすものでございます。

また、地方債の変更をいたすものでございます。

次に、議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定におきまして、特別調整交付金申請支援業務委託料の追加による組替えを行うものでございます。

次に、議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、消費税の支払額確定による組替えを行うものでございます。

次に、議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修委託料の追加を行うものであります。

財源につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金で措置いたすものでございます。

以上、補正予算案10件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は、予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

### 日程第31 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第31 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第45号から議第54号までの補正予算議案10件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第45号から議第54号までの補正予算議案10件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

予算特別委員会は日程に従い委員会を開催し、審査願います。

なお、議第45号から議第50号までの補正予算議案6件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

○議長　ここで暫時休憩いたします。  
再開は予鈴にてお知らせいたします。  
午前10時58分　休　憩

午前11時45分　再　開

○議長　再開いたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第32 議第45号から

日程第37 議第50号まで計6件

○議長　日程第32 議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)から、日程第37 議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算議案6件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇〕

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

今定例会において当委員会に付託されました案件は令和5年度各会計補正予算10件であります。

本日は、このうち補正予算6件について審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)

議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)

議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

以上、補正予算6件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)から議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算議案6件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第45号から議第50号までの補正予算議案6件は予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第38 請願の付託**

- 議長 日程第38 請願の付託であります。  
今定例会において受理いたしました請願は1  
件であります。別紙請願付託表のとおり所管の  
文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦勞さまでした。

午前11時50分 散 会

令和5年12月4日（月曜日）

本 会 議

令和5年12月4日（月）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和5年12月4日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
板 垣 幸 広	税 務 課 長	高 野 祐 次	総合防災課長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	寒河江 英 明	農 林 課 長
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	嶋 貫 幹 子	観 光 振 興 主 幹
川 合 俊 一	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
高 橋 宏 治	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
鈴 木 博 明	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 長
矢 澤 文 明	監 査 委 員 事 務 局 長	山 内 美 穂	事 務 局 長
			農 業 委 員 会 長
			事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
小 阪 郁 子	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は5名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員質問

○議長 最初に、山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。

今回もトップとなりましたけれども、特別一番最初を狙っているわけではなく、結果的にこのような状況になっております。よろしく願いいたします。

秋口までの猛烈な暑さが収まったかと思うと、すっかり寒くなってきました。ここ数年は年々

秋が短くなっているように感じます。

また、昨日はインドネシアで大規模な噴火が発生し、噴煙が1万5,000メートル以上上空まで飛散したということで、今後の天候への影響が懸念されます。

気象庁では、本年の降雪量を平年並みか少ないと予想していましたが、このまま噴煙が飛散し続ければ、飛散物が広く日光を遮り、気温が下がるなどの影響が出る可能性もあります。これは地球規模の問題ではありますが、気象への注視も含めて、注意深い備えが必要になってきます。地方自治体レベルでできることは限られるかもしれませんが、市民の生活に影響が出ないような備えも必要になりますので、行政当局には、今後の気象情報を注視しながら必要な施策を行っていただければと思います。

それでは、まず、人口減少への対応について伺います。

昨年末、本市の人口は3万人を割り込み、10月末の時点での人口は2万9,500人余りとなりました。

市では、現在まで様々な人口減少への対策を行ってきたわけですが、人口減少のペースは鈍化することがなく、毎年500人近い人口流出が続いており、まさに深刻な状況であると考えます。

しかし、本市は、主要国道の13号と113号が交差し、東北中央自動車道が縦貫しており、山形新幹線を利用し、乗換えなしで直接首都圏とつながる、まさに交通の要衝であり、豊潤な大地からの大きな恵みを得ることができる食の宝庫でもあります。

今後、本市の魅力を発信し続け、特に若年層の流失を食い止めつつ、一層の移住・定住施策の充実を図る必要があるとの観点から以下の質問を行います。

先日の山形ビッグウイングで行われた研修会で、高橋 弘議員が質問された際に、講師の方

が、南陽市がどこにあるかさえ分からないといった出来事がありました。このことに関して、県主催の講習会の講師にしては勉強不足であると断罪することはたやすいわけですが、逆説的に捉えれば、現実的に本市の知名度はその程度だということです。

思い起こせば、私が会社員時代、出張先で、自宅はどこにあるか聞かれたとき、南陽市と言ってすぐに場所を理解していただけることはまれでした。大体は、米沢市の北側にあり山形市の南で、ちょうど中間ぐらいの位置になり、最寄り駅は赤湯温泉のある赤湯駅になりますと説明すると、何とかイメージしてもらえることがほとんどでした。多分、多くの市民が同じような経験をしたことがあると思います。

自分の住む町の位置を説明するときに、よその市を引き合いに出さなければいけない。私はその説明をするたびに、何とも言えない気分になったものでした。

このような状況で、若い世代がふるさとに誇りを持つことができるのでしょうか。また、移住を希望する人が本市を選択していただけるのか、私は、非常に疑問を持たずにはおられません。

以上の観点から質問を行わせていただきます。

①行政として本市のPR活動をどのように行っているのか。

②首都圏や仙台圏などで本市の知名度に関する調査は定期的に行っているのか。

③実際に本市に移住した方などに、移住の経緯などの調査は行っているか。

(2) になりますけれども、児童数の減少により、来年度から2年間で2校の小学校が統廃合される予定となっておりますが、もともと小学校は地域の中心的な施設として、地域内での利便性の高い場所にあることが多いと考えます。地域の中心的な場所にある施設が有効利用されないような状況は、本当にもったいないと感じ

ます。このことを鑑み、以下の質問を行います。

①以前から廃校舎の有効活用に対し、有効利用できないのかと提言を行ってきた際には、埋蔵文化財の収蔵庫などに利用しているなどの回答をいただいていたわけですが、実際におおのの廃校舎内にはどのような収蔵物がどれだけ収蔵されており、その施設の使用率はどの程度なのか教えていただきたい。

②以前、小滝小学校の有効活用を提言した際に、災害時の避難場所としての活用を地域から要望されているため、現状を維持との答弁だったと記憶しておりますが、通常は別目的で使用していても災害時に避難所として活用することは可能ではないかと思いますがどうでしょうか。

③現在廃校舎となっている旧中川中学校や、再来年に統廃合予定の中川小学校などは、主要国道13号の沿線であり、収蔵庫などの利用に限定してしまうには惜しい立地と考えますが、現在、利活用に関して計画していることはあるのか。

続いて、各種行事の見直しの必要性に対して伺います。

近年、コロナ禍により各種行事の自粛傾向が続いていましたが、本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に変更されたことで、各種行事関係も従前と同様の開催となる予定であったと思います。

しかし、今年は猛暑の影響などにより、各地区で運動会が中止に追い込まれるなど、今後、今年のような天候がニューノーマルになる可能性を鑑みれば、行事の開催時期などについて考えさせられる状況となってきていると思います。

これらのことに関して、以下の質問を行います。

(1) 各種行事の整理統合について。

①市主催の行事で、コロナ禍以前と比較し明らかに参加者・入場者数に変化があったものはあるか。

②以前から何度か指摘していますが、明らかな衰退傾向が見られる行事は整理統合され、新しい新たな行事へ変更されるべきだと思いますが、どのように考えているか。

(2) 各種行事の開催時期について。

①来年度以降、時期の変更を予定しているような行事は何かがあるか。

②行事の中には1年をかけて準備が必要なものもあるが、いつ頃までの告知を考えているのか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願ひいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、廃校舎の活用についての御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願ひます。

初めに、人口減少対策についての1点目、行政としての本市PRについてでございますが、私のトップセールスとしては、定期的な東京南陽会でのPR、八王子いちょう祭り、大田市場での物産販売などのほか、今年度は新たに、6月に東海山形県人会でのPR、9月に上野駅で行われた山形産直市での物産販売など、積極的に活動範囲を広げております。

また、市としましても、県外で開催される各種イベントへの参加や、市観光協会と協力して取り組んでいる仙台南陽会での交流のほか、企業版ふるさと納税の協力をいただいて出店している商品見本市への参加、ふるさと納税の推進、東京での企業懇談会の開催、ラーメンカードラリーによる交流人口の拡大など、様々な機会を捉え、本市のPRを行っております。

さらには、市公式フェイスブック、市公式L

I N E、記事配信サービスなどの多様な広報ツールを積極的に活用するとともに、メディアの記事に取り上げてもらえるような工夫を凝らしながらPR効果を高めるよう努めております。

次に、2点目、首都圏や仙台圏での知名度調査についてでございますが、これまで知名度に関する調査を行ったことはございませんが、様々な場所や場面において、本市の知名度の低さを実感しております。

一方で、「ラーメンのまち」としての認知度は徐々に上がってきていると感じております。

次に、3点目、移住の経緯調査についてでございますが、山形県移住世帯向け食の支援事業の申請の際に、移住された方の状況等を窓口で伺っているほか、市公式L I N Eに友達登録の際も、移住理由や世帯構成などの簡単な内容を調査しております。

次に、各種行事の整理統合の御質問の1点目、市主催行事のコロナ禍以前との比較についてでございますが、ワインフェスティバル i n 南陽においては、コロナ禍前の参加者が1,200人であったのに対し今年度は900人と減っており、さわやかワインマラソンにおいては、コロナ禍前の参加者が1,900人であったのに対し今年度は900人と減っている状況でございます。その他の行事では、コロナ禍前から大きな変化があるものは承知しておりません。

次に、2点目、衰退傾向の行事についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類になった最初の年ということもあり、今年度までの参加者数や入場者数だけで衰退傾向と判断することは難しく、もう少し推移を見守りたいと考えております。

今後も、猛暑などの気候による開催時期の見直しやイベント内容の精査など、社会環境の変化に応じて、その行事の目的が達成できるよう、常に見直しや検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、各種行事の開催時期の御質問の来年度以降の開催時期の変更と告知の時期についてでございますが、市主催の行事では、市民大運動会について、各地区の公民館を通じて、今後の在り方についてアンケート調査を実施し、ただいま集約しているところでございます。

告知につきましては12月末をめどに、来年度以降の方針を示したいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、廃校舎となっている小滝小学校、中川中学校の施設にどのような収蔵物があり、その収蔵物がどのぐらい施設を使用しているのかについてでございますが、中川中学校には、統合により廃校となった中学校の校歌や校章などの歴史的資料や備品等を収蔵しており、小滝小学校には、廃校当時の備品等が残っている状況です。

使用率につきましては、両施設とも4割程度と捉えているところでございます。

次に、2点目の、通常は別目的に使用しても災害時に避難所として活用することは可能ではないかについてでございますが、議員御質問のとおり、小滝小学校、中川中学校ともに避難所に指定されている場所は体育館であることから、体育館以外は使用可能であると考えておりますが、小滝小学校は市の公共施設等総合管理計画において、教育資料を収蔵する施設とすることを方針として定めておりますので、今後、方針に則って活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の旧中川中学校や再来年統合予定の中川小学校の利活用について、現在計画していることはあるかについてでございますが、

中川中学校は市の施設等総合管理計画に基づき、当面の間、体育館は避難所施設として利用することとしております。

また、中川小学校の利活用につきましては、中川小学校の休校後に、地域の方々を中心とする利活用検討委員会において議論していただくことを想定しておりますので、現時点において、両施設とも具体的な利活用の計画等は考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 それでは、最初に、人口減少への対応についてからお伺いします。

先ほど市長のほうからも、率直に言って、そんなに知名度があるとは考えていないというお話ありましたけれども、市長のほうで、今あちこち行きますよね。トップセールスであったり出張とかで日本全国行かれていらっしゃるんですけども、そちらに行ったときに、実際に感じられる本市の印象というか知名度というのはどのようなものでしょうか。

○議長 市長。

○市長 やはり率直に申し上げて知名度があるとは言えない。

南陽市ですというふうに申し上げた際に、南陽市というどちらにあるんでしょうと。ひょっとすると中国地方にあるんでしょうかというようなことは、イメージ的に、何か南国がイメージされるようでよく言われるところです。その際に私も、位置の説明のときには、山形市と米沢市の間にありますというような説明をせざるを得ないわけですけれども、一方で、日本の多くの自治体、1,741ある自治体のほとんどは、多分そういう状況なんだと思います。そうした中で、いかに、南陽市という名前に触れていただいて、実際に訪れていただくかということが難しいところですが、徐々に分かっていた

ける人が増えているのではないかなということも感じているところです。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 やはりそうですよね、実際。

これは余談なんですけれども、昔、私、会社勤めしていた頃に、福島の方で警察に止められたときあったんですね。そのときに、お前どこから来たと言われ、南陽市だと言ったら、警察の方から、何、沖縄かと言われたんです。隣の山形なんだけれどもと言ったら、いや、帰れと言われたんですね。すごい何か得した気分になったんですけれども。福島でも分からない。そんな状況なんです。

当時は、もう30年以上も前の話なので、それよりはもうちょっとましになっているのかなとは感じてはいるんですけれども、でもやはり私も、さっきも言ったように、出張でよそに行くと、南陽市と言ってもどこか分からない。まだ赤湯と言ったほうが分かるという状況のほうがあったように思います。

先ほどの演壇でも言いましたけれども、米沢と山形の間ぐらいって、多分みんな言っていると思うんですよね。それって何か、言っているすごい悲しいじゃないですか、本当は。もうちょっと分かればいいのかなんて思うんですけども、当然その知名度が上がらなければ改善というものが必要だと思うんです。

その中で、今、話があったんですけれども、首都圏とか仙台圏の方で定期的に調査を行っているような状況がないというお話がありました。

私以前からよく言っているんですけれども、改善するには現状把握が必要だよと。現状把握しないと対策が打てないんじゃないですかという話をよくしていると思うんです。

やっていないのはしょうがないんですけれども、今後について、ぜひその辺検討していただきたいんですけれども、それについてはどうお

考えですか。

○議長 市長。

○市長 この知名度に関しては、例えば全国的に名の知られていない町とか村とか小さな市が、急激に知られるようになるにはきっかけがあるわけで、何かのきっかけで報道機関等に取り上げられて、そのことで認知度が上がるということがあります。そういうところが、みんな認知度調査、知名度調査をやっているかというところを恐らくそうではない。知名度調査も、あればあったほうがいいんですが、やったとしても知名度は低いという結果が出ることはこれは明らかなので、それも方策としてはあり得るかなと思いますが、具体的にはやはりいろいろな機会でも本市を取り上げていただけるような、報道機関にですね。そういった取組を1つずつ積み上げていくのが大事かなというふうに思っています。

現実には、先日、山形鉄道とコラボレーションしまして、ラーメン大好き小泉さんのラッピング列車が運行を開始されましたけれども、そのことは、仙台を拠点とする、ちょっと固有名詞出しているのかどうかちょっとあれだなと思っ

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長が言われるように、調査をしたからといって認知度が上がるわけではないので、確かに即効性はないんですけれども、やはり、何度も言っているように状況が、今の状況がどういう状況か。認知度がないというのが今の状況なんですけれども、その認知度がないのが何で認知度がないのかと。例えば調査の仕方もあると思うんですけれども、出身地はどこかとか、あなたの出身地はどこで今どこに住

んでいますとか。で、どのくらい知っていますか。例えば、一度でも聞いたことあるとか、何かそんな感じの、質問の仕方によって返ってくる回答って変わってくると思うんですよ。

だから、ストレートに、知っていますかって、知りませんで終わってしまうので、そうではなくて、知らないなら知らないで、その人に背景にあるものとかそういうものを調べれば、多少きっかけ、市長もきっかけとおっしゃいましたけれども、きっかけづくりの戦略を立てるにも、方法、戦略を立てることができるのではないかなと思うんですよ。

結局、何でもそうなんですけれども、現状をちゃんと、十分な現状を把握しないでプラン立ててしまうと、それこそ真っ暗な闇の中で、スモールランプで走っているみたいな、前に何かあるかさっぱり分からないよみたいな感じになってしまうので、ちゃんと調べて、それでプラン立てていただきたいと思うんですよ。

それについてはどう思いますか。

○議長 市長。

○市長 この件に関しましては、多分皆さん、現状を正しく把握されていると思います。南陽市が全国的に有名だと思っている人は余りない。だからこそいろいろとがった政策が必要だということで認識は一致しているのではないかなというふうに思っています。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 まさにそうなんですけれども。まさに認知度がないのはみんな知っているし、何かしなくてはいけないのもみんな分かっているんですよ。

なので、それをやるためには何をすればいいかということを考える上で、まずはいろいろ調査するのが必要ではないかなというのが私の考えなんです。

よくPDCAサイクルというのがありますけれども、プランばかり大きくなってしまって、

プランのほうに時間ばかりかけてしまって、普通チェックとアクションはおろそかになりがちなんですよ。

日本の会社とか日本の企業、こういう官公庁もそうだと思うんですけども、自治体もそうだと思うんですけども、最初に、失敗するのが怖いので、プランは物すごく時間かけて立てるんですよ。それでやるじゃないですか。その後のチェックが甘くなってしまおうとその次に進まないんですよ。そういうことってよくあると思うんです。

これ、人口減少の対策というのは、もう待たない状態なので、そこの部分、余りそこに時間かけてしまってチェック甘いような状態になってしまうと、うまい具合にPDCAサイクルが回らなくて先に進めないと思うんですよ。

それについてもうちちょっと考えていただきたいなというか、今、市のほうでいろいろ企画立てられると思うんですけども、そのときにその辺、注意していることってあるんでしょうか。

○議長 市長。

○市長 まさしく事前の調査、計画立案、そういったところにPDCAのPのところで大きなウェートを、労力、時間、コストを割いて、肝腎のCDAがやったかどうか分からない。そういうことは往々にしてあると思います。

その調査のところに手間をかけるべきだというのが、多分、議員のおっしゃっていることだと思うんですけども、我々逆で、認知度がないうちはもう分かっているの、分かっているのを基に、どのくらいのことをしたら認知度がちょっとずつでも広がっていくかと。それというのは、やはり当たり前どこでもやっているようなことをやってもなかなか認知度は広まらない。なので、できるだけユニークなことをやろうという戦略に基づいて、今いろいろなことをやっているという状況です。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 分かりました。

とりあえずは分かるんですけれども、よく市長が費用対効果の話しされるじゃないですか。やるんだったら、やはり効果があったほうが当然いいと思いますので、そこはちゃんとした調査がまず必要かなと。調査をして、調査をしてよく言うのが、現状把握ができればやることは決まってくるんで、勝手に。そこからプラン立てるのはすごい簡単なんですよね。調査して、今の現状はどうで、何で知名度がないのか。知名度がない理由がなぜかというのが分かれば、知名度がない理由は、もともと知られていないからとかそれは駄目ですよ。それは誰でも分かることなので、もともと小さい市で人目についていなかったからとか、そういう理由だと、もう本当にそれで話終わってしまうので、ではなくて、もっとちゃんとした調査に基づいた、何をすればいいのかというのが調査から出てくれば、もう計画はおのずから出てくると思うので、そういうやり方やっていただきたいなと思いますけれども、その辺って、市長でも、後ろのみらい戦略課の課長さんでもいいですけれどもどうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 御質問にお答えを申し上げます。

最初の市長の答弁でも申し上げましたが、特に、実際に本市に移住した方などに対する移住の経緯等につきましては、南陽市独自のみならず山形県全体で、移住の経緯ですとか、あとは転入された理由でしたりとか、あと、どこに相談をされたかというふうな質問・アンケートを統一的に取らせていただいております。

また、南陽市独自といたしましては、コロナをきっかけに始まりました、ふるさとの食を遠く離れていてもお届けしてふるさとを忘れない、ふるさとのつながりをつくろうという食の支援

に関しましても、それを応募していただいた学生の方々に、独自に南陽市の強みであるとか、あるいは、県外にどうして転出して学んでいるかというふうなことなどをお聞きしながら、あと、年度末に帰ってくるタイミングにも、どこに就職をされて、どういう理由で就職を決めたかというふうなアンケート等も取るようにさせていただいております。

そういうふうな、特に若い学生さんだったりとか転入された方の実際の声を、実際に施策に反映させていただきながらいろいろな取組を進めて、今いるところでございます。

以上です。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今の話聞いて思ったんですけれども、1つ聞きたかったのが、その移住された方がどこで南陽市のことを知ったかというのを聞いたことありますか。

○議長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 お答えを申し上げます。

どこで南陽市を知ったかというふうな質問については聞いてはおりません。

以上です。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 個別の内容について余り言うのはどうかと思うんですけれども、そこも結構大事だと思うんですよね。もともと認知度が少ないわけじゃないですか。認知度が少ない中で知ったということが、どこで知ったかというのが分かれば、それ膨らませればいいことだと私は思うんですね。

だから、そういうふうな聞き方の問題もいろいろあると思うので、ぜひその辺、ちょっと工夫していただいて、調査のほうも進めて、実のある施策のほうしていただきたいなと思います。

次に進みますけれども、一応、小学校のことに関しては、ちょっと話が教育長のほうになってしまうので、最初に後ろのほうから行きます

けれども、行事の関係についてですけれども、市長、今コロナ禍と、コロナ禍がしばらくあったので今すぐには判断できないと。もうちょっと様子見てから判断したいというお話だったと思うんですけれども、ですよ。だったのかなと思うんです。

継続は力なりと言うんですけれども、コロナ禍で事業とか行事ができない期間が一定期間あったので、その継続していなかったことで、地域の中でも、何か、本当に必要なのかとか、やるの大変だよとか、いや、困ったというところもあると思うんです。その辺の声というのはいろいろ聞かれているような状況はあるのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 議員の御質問の中には、どの行事かということがなかったわけですが、市民大運動会のことということをお話をさせていただいてよければお話し申し上げます。

そのことについてなんです、やはり市民の皆さんからは様々な声がございます。もう、地域で高齢化して運営は難しいと。それから、気候変動による猛暑での体調管理の困難さ。様々な課題があるという声も聞いております。

一方で、なかなか地区の皆さんが一堂に会する機会が、市民大運動会、それぞれの各地区における運動会のとかが一番大きい規模で、なかなかそれ以外ないんだよねというような声も聞いておまして、そういった声を基に、今、教育委員会のほうで、各地区公民館を通じてアンケートをしておまして、それを基に様々なことを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 先ほどのお話聞いた感じで、アンケートを取りながら今後の方針決めていきたいということだと思うんですけれども、とりあえず今年は中止になったわけじゃないですか、

ほとんどの運動会が。今回すごい暑さで、命の危険があるようなところで中止というふうな判断をされたというのは市長の英断だったかなとは思いますが、その一方で、急に中止になってしまったので、結構混乱もあったと思うんです。

今後についてですけれども、もしもこれから運動会を継続してやっていくと考えたときに、中止の判断をする目安というものが、今後必要なのかなと私は思うんですね。ある程度目安があれば市民の方も、いや、これは中止になるんじゃないかとかそういう判断、判断というか予測もつきやすいと思うんです。その辺がないと、やはりまた混乱が起きてしまうのではないかなと思うんですけれども、その辺については計画していることありますか。

○議長 市長。

○市長 仮に市民運動会を継続して開催するようになった場合と仮定してお答え申し上げますと、文科省あるいは環境省、様々な機関を通じて、運動に適す場合と、できる場合と、それから運動には適さない危険であるというようなことが近年いろいろな形で出されるようになってきております。

そういったものに準じて判断することになると思いますけれども、そもそも継続するのかわからないかというところが大前提となりますし、ぜひそのところの議員の御意見なども明らかにしていただいて議論を進められればより建設的になるかなと思います。これがなかなかやはり難しい。賛成の方と反対の方と必ず両方おられますので、丁寧にこのところは、実際は対応していく必要があるというふうに思います。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 確かにですね。

その辺の判断というのは、地域ですとか年齢ですとか立場ですとか性別ですとか、そういういろいろな要素が絡んできますので、いろいろ

な意見があるのは承知していますし、当然あると思います。

私が承知している中では、今年は例えば、私のいる沖郷地区では、やった場合でも規模を縮小してという話はあったようです。なかなか今までのような運営はできないということで、やるにしても規模を縮小するのですとか、今までどおり継続するとかいろいろやり方はあると思いますし、そのほかやらないという選択肢も当然あると思います。

やらないという選択肢を取ったときにはいいんですけれども、もしもやるといった選択肢になった場合に、先ほど市長が言われたようないろいろな指標があるわけじゃないですか。そういう指標を事前に明らかにしていただいて、こういう場合には中止になりますよとか、やれませぬよということを事前に言っていただくことが大事なのではないかなと。混乱が起きないようにするにはそれもいいんじゃないのかなと思うんですけれども、それに対してはどうお考えですか。

○議長 市長。

○市長 事前のそういった指標の適切な取扱い方については既に出ていると思いますので、それは教育委員会の社会教育課のほうから答弁していただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど市長が答弁させていただいているとおり、まず運動会につきましてはそのようなことで、そもそも現在の開催時期が困難ではないかというようなところから新たなアンケートと、可否も含めてというようなところになっているわけですので、当然そういった危険性が高いと思われる時期については、今後、まず、仮定の話になります。継続か、あるいは中止か

というようなこともあるかと思えますけれども、そういったことについては十分検討の上、可否、それから実施の判断になろうかと思っております。

以上であります。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 分かりました。

ちょっと1つ確認したかったんですけれども、知っていればいいんですけれども、知っていればでいいんですけれどもね。例えば、この辺の自治体で運動会を、実際に実施している自治体としていない自治体というのは、どういった割合でどういう形になっているのか分かりますか。

○議長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

近隣ですと、高島は同じような地区単位で実施していると聞いてございますし、川西町などは町一本で、そういう地区対抗のような形で実施しているというように聞いてございます。

以上であります。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 やり方もいろいろあるということですね。

前に私いろいろ話し聞いたんですけれども、やる時期については9月、今回8月末か9月じゃないですか、頭。それずらしてしまうと今度10月になってしまうと稲刈りの話が出てきたり、前になってくると果樹の話が出てきたりというので、いろいろ何か難しい問題がいろいろあると思うんですね。

これからアンケートやら何やらして、その中で時期のほうについても改めて考えていかれると思うんですけれども、かなり難しいんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺の情報入っていますか。

○議長 答弁を求めます。

山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

先ほど市長答弁させていただいたとおり、先週末に各地区のアンケートをこちらのほうに頂いた段階でございます。その中には様々な御意見を頂戴しておりますので、そちらを十分勘案いたしまして、教育委員会、また市長とも御相談させていただきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 先ほども言いましたけれども、準備に結構時間がかかるものなので、早く教えてあげたほうが各地区助かると思いますよね。なるべく早めに判断をしていただけてなるべく早めに告知していただけるようお願いしたいなと思います。

あと、廃校利用について、時間も余りありませんので少しだけお伺いしますけれども、最近、児童数の減少ということであちこちで統廃合が進んでいると思うんです。小・中学校の。

そのときに、様々な廃校利用の仕方というのがあると思うんですね。それについてはいろいろ当局のほうで調査研究等しているような事案はあるんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それではお答え申し上げます。

先ほど教育長から御答弁しましたとおり、廃校の利活用につきましては、基本的に、これまでも地元の方を中心として、様々御議論をいただいた上で活用の方向というものを決定しているような状況でございますので、現時点において、こちらのほうでも研究等をしているという内容はございません。

以上でございます。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 当然地域主導が前提だとは思いますが、例えば地域の方々が生産物を持ち寄って直売所として利用しているとか、そういう事例というのは結構あるんですよね。

先ほどから言っていますけれども、中川の中学校、小学校というのは国道13号がすごい近いじゃないですか。アクセスもいいのもったいないのかなというのが私の本当の個人的な感想なんですけれども、あそこで収蔵庫というのは、収蔵庫って必要な部分もあると思うんですけども、何かに使えるものがないのかなというのが、もったいないというのが私の感想なんです。

何か考えていただきたいと思うんですけども、例えば高島だと小学校の跡地利用して子供の遊び場ですとか、ほかにも熱中小学校みたいなものつくっているじゃないですか。ああいうふうな形で何かに利活用できればいいのかなと思うんですけども、何か考えるような余地ないでしょうかね、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 もったいないなという気持ちは同じです。

高島町のもつくるの場合には、それこそ場所の利便性が高いということが、その活用の大きな条件の一つであるかなというふうに思います。

南陽市内において休校・廃校、休校になっているところのそれぞれの場所の特性がありますので、それぞれに応じたものを考えていくということになると思いますけれども、中川地区の場合には、利便性が高いは高いんですけども、なかなかバイパスで通過点になってしまうというこういうこともありますので、やはり地区の声でありますとか、あるいは民間の方のノウハウを活用するであるとか、そういったことで様々な御意見を伺いながら考えていくということかというふうに思います。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 なかなか難しい、地域主導というのが大前提だとは思いますが、どうしても建物って使わないと傷むじゃないです

か。風通し悪くなって。収蔵庫といってもなかなかそんなに年がら年中行って開け閉めするわけではなく、空気もどうしても、管理のほうも難しくなってくるし壊れてくると思うんですよね。

今はすごい南陽市の資産として大切なものだと思いますし、利用価値もあるものだと思うんですけれども、このまんま、放置ではないですけれども今の状況が続くと、だんだん設備も壊れてきて余計な費用がかかってくると思うんです。そうならないように、少しでも活用していただきたいと思うんですよね。

目先の管理費惜しんで放置しておくとかえってこの解体とかになってしまうと、大きなお荷物になってしまうと思うので、ぜひその辺について、そうならないような施策のほうも考えていただきたいと思うんです。

また、例えば旧小滝小学校のほうを避難所として利用するにしても、非常時に使用できる環境を整えているのかなというのがまずあるんですね。例えば災害時の、何か必要なものの備蓄等というのはされているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

旧小滝小学校については指定緊急避難所ということでキャビネットを準備いたしまして、一通り避難物品のほうについては保管をしております。

以上でございます。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 一通りというのがどの程度のものかはよく分からないんですけれども、避難所としての必要最小限の物品は整えているということだと思っんです。

先ほどから何回か言っているんですけれども、やはり使わないで置いておくと、どうしても悪くなってしまっって施設が駄目になってしまうと

思うんです。冬場なんかそのまま置いておくとしみ割れしたり、あとは、中に空気が通らなくなって湿気が増えてとかそういう問題がどうしても起きますので、本当だったら平時にも何かに使って風通しよくしておいたほうがいいのかなどは思うんですけれども、その辺についてはどう思われますか。

○議長 市長。

○市長 議員おっしゃるとおりだと思います。ぜひ、利活用について何か有力な情報等ございましたら、あるいは活用方法について、いつでも御意見募集中でございますので、お寄せいただければというふうに思います。

○議長 山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ちょうどいいお答えをいただいたところで私の質問のほうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 以上で3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時46分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

[6番 高橋一郎議員 登壇]

○高橋一郎議員 おはようございます。

6番、真政会、高橋一郎です。

傍聴に来られました皆さん、それから、インターネットライブ配信御覧の方もありがとうございます。

あの殺人的な酷暑だったのが、うそのように寒くなりました。冬を迎え、里にも雪が降ってきました。

季節は移りますが、庶民の生活は物価高に苦

しくなるばかりです。「今日よりも明日がよくなる日本に」というように岸田首相は言われていますが、現実には、その言葉とは真逆のようです。

非課税世帯には7万円の給付金が今年中に配付になりますが、赤字補填で終わる方が多いと聞いていますし、給付対象ならない方は、来年6月までの減税まで耐えなければなりません。

本市の対象世帯はおよそ3,000世帯で、2億1,350万円の補正予算。財源は全て国庫で、11月30日の議会で可決しました。

本市の1万1,512世帯のうち対象3,000世帯は約26%で、およそ4分の3の世帯には給付対象にはなりません。減税よりも早く給付だ、の切実な声が私にも届いています。

この苦しい生活にピンポイントな施策、そして経済活性化のためにも全世帯に給付をするべきだと強く思います。

さて、百年の大計とか、福を植えると書いて福植という言葉があります。白岩市長も、将来を見据えての政策を考えるととは思いますが、今回の一般質問はその意味でも大切なことだと私は思っています。

それでは、通告をしていることについて質問いたします。

南陽市に住んでよかった、住んでみたい南陽市を目指して。

最初に、白竜湖の復活に向けてです。

山形県未来に伝える山形の宝事業の助成を受けて、平成28、29年に実施した白竜湖調査報告書、平成30年3月発刊の次の内容に大きなショックを受けました。これは私だけではないと思います。

白竜湖は、周辺水田並びに周囲の丘陵地に造成された果樹園の影響をまともに受け、湖盆形態や水質に顕著に反映している。このような状態が続けば、白竜湖は今世紀中に消滅する可能性があり、数万年続いた歴史に終止符を打つこ

とになるということでした。

この報告書の第9章まとめでは、各調査員から、白竜湖一帯の今後の周辺環境保護のために、次の7項目について提言されています。各項目について、検討、対策状況についてお伺いをしたいと思います。

- (1) 水環境について。
- (2) 水路について。
- (3) 涵養水の確保について。
- (4) 泥水、富栄養水の流入について。
- (5) 植物に関して。
- (6) 動物に関して。
- (7) 文化財の公開・活用に関して。

2つ目は、少子化等による教育課題です。

少子化の影響は各方面にわたり影響を及ぼしますが、特に教育に関してお伺いします。

- (1) 本市人口の推移。

①2018から2022年度、これは過去5年間の各年度出生数と2023から2027年、今後の、今年度も含めて今後の予想出生数。

②同じく、各年度の小学校の入学者数です。

③これは各中学校の入学者数です。

④小学校と中学校の統廃合についての現時点での考え。

⑤南陽高校の存続に向けた本市の取組状況。

- (2) 部活動改革です。

①東北各県の中学校部活動の任意加入制の実質的な導入年度。

②部活動任意加入による高校入試の内申制度の取扱い。

③運動部活動の地域移行、これは土日に限らず平日も、に関しての環境整備。

ア、学校等の照明設備。

イ、地域クラブへの補助、初期投資への助成など。

ウ、教師の兼職兼業の推進。

(3) ラーケーション、ラーニング学習と休暇バケーションの造語ですが、の導入。

小・中・高生が家族の休みに応じて学校を休める制度の導入の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、本市人口の推移、1点目と5点目の御質問を除く、少子化等による教育課題についての御質問につきましては、教育長より答弁いただきますので御了承願います。

初めに、白竜湖の復活に向けての1点目、水環境についてでございますが、令和元年度にヒシの除去を実施し、水質の改善が見られています。

次に、2点目、水路についてでございますが、白竜湖付近は米沢平野土地改良区の受益地であり、水路については地盤の関係からほとんどが素掘り水路となっており、今後についてもコンクリート水路の設置は行わない計画となっております。また、水路の維持管理につきましては、地元団体により、農林事業の多面的機能支払交付金事業を活用いただき、毎年定期的に水路の泥上げを実施していただいております。

次に、3点目、涵養水の確保についてでございますが、提言にございますつぼ掘りによる地下水の掘削は実施できておらず、継続的に地下水をくみ上げる安価な方法が見つければ実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、泥水、富栄養水の流入についてでございますが、赤湯町時代の水源として利用されておりました鳥上坂にあります槻ノ木水源の湧水を、令和元年7月から白竜湖に放流し、流入水量の増加を図っております。

次に、5点目、植物に関してでございますが、

帰化植物の侵入防止や湖岸の浮田状態の保護のため、周辺の状況の把握と点検を継続的に行っております。

次に、6点目、動物に関してでございますが、ブラックバスをはじめとした外来種の再放流禁止の看板措置を通じて外来種の処分を推進しております。

次に、7点目、文化財の公開・活用に関してでございますが、本市が支援している白竜湖の自然を守る会により、白竜湖の自然に触れながら白竜湖周辺を散策する催しなどが開催されていると伺っております。

また、白竜湖に関連した市民大学講座の開催や、赤湯公民館主催の講演会の開催支援を通じて、市民が白竜湖を知り、親しむ機会の確保を図っております。

次に、本市人口の推移の御質問の1点目。

2018年度から2022年度までの各年度出生数と2023年度から2027年度までの予想出生数についてでございますが、2018年度が226人、2019年度が203人、2020年度が182人、2021年度が177人、2022年度が142人となっております。2023年度につきましては、10月末現在までの実数で70人でございます。

なお、2024年度以降の予想出生数についてのデータは持ち合わせておりません。

次に、本市人口の推移の御質問の5点目、南陽高校の存続に向けた本市の取組についてでございますが、本市では、南陽高校の特色づくりと魅力向上を目指し、市の重要事業に位置づけ、市と地域と学校が連携した探求型の学びを推進しております。

具体的には、総合的な探求の授業における連携や授業の延長の場として実施している南陽高校市役所部の支援、南陽みらい議会事業を通じた中高連携の取組などにより、中学生の地元進学促進や高校の魅力化を図ることで、南陽高校の存続につなげてまいりたいと考えておりま

す。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 6番高橋一郎議員の御質問、少子化等による教育課題についてお答え申し上げます。

本市人口の推移の御質問の2点目、2018年度から2022年度までの各年度小学校入学者数と、2023年度から2027年度までの予想小学校入学者数についてでございますが、2018年度が241人、2019年度が230人、2020年度が218人、2021年度が214人、2022年度が215人、2023年度が233人となっております。

また、次年度以降の予想小学校入学者数は2024年度が197人、2025年度が225人、2026年度が201人、2027年度が173人となっております。

3点目の、2018年度から2022年度までの各年度中学校入学者数と、2023年度から2027年度までの予想中学校入学者数についてでございますが、2018年度が257人、2019年度が281人、2020年度が232人、2021年度が251人、2022年度が261人、2023年度が245人となっております。

また、次年度以降の予想中学校入学者数につきましては、2024年度が245人、2025年度が232人、2026年度が216人、2027年度が217人となっております。

4点目の、小学校と中学校の統廃合についての現時点での考えについてでございますが、市内小・中学校の今後の在り方につきましては、第六次南陽市教育振興計画策定の際に議論され、その後、総合教育会議を経て、本年3月に市長からの諮問を受けているところでございます。

教育委員会では、間もなく、学識経験者や保護者、地域の代表等で構成する南陽市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、南陽市における学校の適正規模・適正配置に関する方針を協議する予定でございます。

その後、検討委員会の答申を受け、児童・生

徒数の推移等を見据えながら、小学校・中学校の統合に関する全体的な計画の策定を検討してまいります。

次に、部活動改革についての御質問の1点目、東北各県の中学校部活動の任意加入制の実質的な導入年度についてでございますが、学習指導要領において、部活動は生徒の自主的、自発的な参加による活動であるとされ、任意加入が前提となることから関連する調査がなく、その実態については把握しておりません。

2点目の部活動任意加入による高校入試の内申制度の取扱いについてでございますが、県内の高等学校へ提出する調査書の中に、特別活動の記録として、学級活動や生徒会活動、その他の活動等の項目があり、部活動の加入状況や成績については、その他の活動として記載することになっております。

なお、クラブ等の活動やボランティア活動については、校外活動の記録という別の項目に記載することになっております。

3点目の、運動部活動の地域移行に関しての環境整備についてでございますが、学校の照明設備を含め、現在の小・中学校の施設、設備をどのように活用していくかということについて、現在実施している南陽市部活動地域移行検討委員会で議論されるものと考えております。

また、体育館の使用料や冷暖房費、初期投資など、活動の主体となる受益者の負担が発生するものと想定しております。

今年度は、国の実証事業を活用し、モデル種目となっている競技に体育館の照明や冷暖房に係る経費の一部を補助する準備を進め、実態の把握に努めているところでございます。

次に、教職員の兼職兼業について、文部科学省からの通知では、休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業

の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能であると示されております。児童・生徒の学びの保障や教職員の心身の健康等、学校運営上の影響を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、ラーケーションの導入についてでございますが、本市においては、現状、制度導入についての考えはございません。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

なお、モニターでの説明を許可しておりますので御了承願います。

議員の方にはタブレットにも入っておりますので御参照ください。

それでは、高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは再質問に入りたいと思います。

今、議長からお話しあったように、今回初めて、このモニターに映して、モニター、それから皆さんお持ちのタブレット、それは行政の方のほうにもSide Booksを通じて入っていますので、そこを見ていただくと分かると思います。

このモニターに関しては、これもICT委員会の中で要求をしてつけてもらったものですが、基本的には傍聴席の方、それから、インターネットで今見ている方のためというふうなことです。

皆様方におかれましては、そのタブレットで見ていただければなというふうに思っております。

最初に、いわゆる白竜湖の復活に向けてについてです。

これ、様々な項目、7項目について市長から答弁がありました。

私は以前、平成28年3月に、「白竜湖と十分一山」、「白竜湖の復元とへらぶな釣りの宝庫へ」というふうな一般質問をしております。そ

の際に、市長答弁としては、白竜湖は本市を代表する景観として広く市民に認識されているものと考えている。県南県立自然公園として指定されている自然公園でもあるので、一方で、その白竜湖は県指定文化財の天然記念物だと。そのことから人の手が加えられないという制限もあると。まずは、平成9年以来、以降実施していない植生、水質等の調査に取り組んでまいりたいということで、その4月にこの山形県の未来に伝える山形の宝事業というのができて、その調査になったわけです。

平成28年4月より開始して、これ、白竜湖の問題に関してはいろいろ議員が質問、意見を言っていますけれども、平成28年9月には川合議員の一般質問の中で、白竜湖の景観保全の取組ということで話ししていますが、そのときにもやはり白竜湖調査の結果を踏まえて全庁的に検討をすると市長は答えられています。

この白竜湖というこの調査報告書、これ大変素晴らしいものですが、私も今回の一般質問においていろいろと、また再度勉強させていただきました。

この中で、いわゆる7人の代表の委員の方が、調査報告書を通して、このようにしたらちゃんと保全できるのではないかとという提案をしています。提言をしています。その中を、今回、このタブレットで見てもらってもいいですけども、傍聴者の方も含めて、これ使っていきたいと思います。

ちょっと、これ、このままの明るさだと全然見えないもんですから、大変申し訳ないんですがちょっと照明を落としてもらってよろしいでしょうか。

○議長 議員席の照明、落としてください。

○高橋一郎議員 これが白竜湖の調査報告書の表紙です。

この中に、次にあるのが白竜湖の、ここにある水田とか道路とかカヤ場とか水路とかかかっ

ているもの。それから、次は、これは、いわゆる赤湯七水と言われる、先ほどあった独鈷水が上からあるんですけども、その水源の場所になっています。

先ほど言ったその調査報告書の提言についてはこのような形で、項目に関して、水環境についてから最後の7項目までまとめとして提言をいただいている。

その、今後の環境保全についてということで、これは調査員の提言を踏まえて白竜湖一帯の環境保全について、今後どのような手だてを考え得るか。実現性にとらわれず下記に例示するというので、それぞれに例示になっております。

そのようなことで、では白竜湖って、今一体どういうふうな感じなのかなと、なかなか行く機会ないと思うんですが、ちょっと私が撮ってきた現在のやつがこれです。

これは、南側のほうから見た、南から北東部を見た写真です。結構、今、水が増えています。

次も同じなんですが、若干角度を変えて、やはりこれも北東のほうを臨んでいます。

これもですね。これ、やはりカヤがかなり生い茂っているという状況です。

次、これは左側に、これ予算要求してた、今、水没してしまう道路ということで、これ道路の単独事業でやっていただいているところです。

それから、これなんです、これは、先ほど言った水路の中から、先ほどちょっと話しあったツキ水路だっけ、すみません、その水路から、今先ほどあった令和元年でしたっけか、そこから流れきている水路になります。これは、要するに白竜湖のほうに流入しているというふうな形です。

これはですね、これもそうですね。

これは、逆に白竜湖のほうを撮った写真ですけども、これもやはり流入しているというふうなところですよ。

そのような、本当に白竜湖の中でも、これ一部なんですけれども、このような形で現在の状況を写真で撮ってきました。これは12月1日に撮ったものですので、本当にごく最近のものというふうに御理解ください。

では。

○議長 モニターよろしいですか。

○高橋一郎議員 はい。いいです。モニターは下ろしてもらって結構です。照明を明るくしてください。

まず、この一つ一つというふうなことよりも、まず、市長の考え方をお伺いしたいんですけども、特にこの涵養水の確保についてというところですよ。

白竜湖については、いわゆる湧き水があって、その湧き水によって水質が保たれているというふうなこと、あるいは、その流入している赤湯七水から流入しているものについてで保たれているという部分があります。

それで、この中で、先ほどの答弁にありましたいわゆるつぼ掘りについてです。つぼ掘りはできていないと。安価な方法を見つけて実施していきたいというふうにありました。

これ、私もいろいろとこの一般質問のために、例えば、この調査員の方の佐藤庄一先生とかカヌー・カヤックの代表の野川代表あたりとも話をして、どうしたらいいんだろうなど。現実的に。調査したのは分かる。でも、何かをしない限りは、これこのまんま、最初に言ったとおり消滅していくのではないかというふうなことがあります。

先ほど山口裕昭議員の中で知名度不足というふうな話にもちょっと飛躍しますけれども、じゃ、南陽市と言ったら白竜湖あるところよ。例えばそのような形になってもいいのかなというふうに思うんですよ。熊野大社でもいいですけども。そういうシンボルなわけですね。そういうふうなところで、もちろんシンボルと同

時に、今日傍聴に来られた方も、まさしく少年時代、幼年時代の原風景、私も含めて原風景なわけです。ボートがあってボート小屋があって、木道があって、そして渡って、そして、一番とおかまと言われるところには白竜が住んでいるんだってまともに教えられて、そんな形で非常に神秘にも飛んでいたんですけれども、シンボリックな、非常に私は思っています。

そういった意味でも、やはりここは手を加えていく。その手を加えるというのは自然公園の中では駄目だというふうなことはこれ分かっています。なので、私の提案としては、この自然公園でないところ、ごめんなさい、これあれです。この、ごめんなさい、ちょっと、もう一度お願いしていいですか。この、もうちょっと暗くしてもらっていいですか。すみません。

○議長 　　ちょっと照明下ろしてください。

○高橋一郎議員 　　話ちょっと飛んでしまいました。

これの、この白竜湖ってありますね。ここに私、適当に赤印で書いたところありますね。これいわゆる田んぼというか私有地です。

例えばこういうところでつぼ掘りができないのかと。つぼ掘りというのは、例えば大体2メートル四角ぐらいで掘っていくんです。当然ここには、今、これ緑になっていますけれどもカヤ状態です。このカヤ状態のところをカヤを切って、根っこを切って、そしてそこに、要するに水が出ているかどうかそれを確認していく。例えば鉄パイプを打って、そして自噴しているかどうか見ると。そういうふうなことが最低できるんじゃないかと。市長が言われる、まさしく安価な方法だと思うんですよね。

だから、そういうふうなことを実際やっていかないと、自噴しているのかも分からない。

実は、そのカヌー、カヤックの方も調査をしてやっているんですけれども、どうも温度を見

ていても変わらない。変わらないということは自噴、まずしていないんだらうと。自噴していないというのは何でかと。やはりいろいろな泥水がたまって堆積して、そしてそこに、要するに、自噴しているんだけど、その泥水を抜けられない。したがって湧き水が出ないという現象もあるのではないかとということですね。

なので、ここはぜひ、私は、一步進んで、市長から、市長の判断でできますからこれ。やってもらいたいと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長 　　照明を明るくしてください。

答弁を求めます。

市長。

○市長 　　白竜湖の一番のその問題というのは、このままでは自然消滅してしまうと。だんだん1センチずつ浅くなっていくということでありました。

その原因等について調査が必要ということで、様々なご提言をいただいたわけです。

その中で、先ほど申し上げたのが、まず、そのヒシの繁殖が物すごかったと。あれがまた繁殖して枯れて堆積することによって、泥水、汚泥がどんどん積み上がる速度が加速してしまうということでヒシの除去を行ったところでした。

そのときに、それだけでは足りない。やはり自噴している水が出るのが一番いいんだけど、その自噴が難しいということであれば、じゃ、どこかから流入を促さざるを得ないということで鳥上坂の上にあります槻ノ木水源というのが昔は入っていたんだけど、ここ近年は止まっていたと。それをもう一回入れようということで入れたのが令和元年7月でありました。

その後、ヒシについては、これもはっきりとした原因は分からないわけですが、最近繁殖していないということで、一定程度はそういったヒシの繁茂による汚泥の積み上がり

いうのは抑制できているのかなというふうに思います。

一方で、今、議員からいただいた御提言については、実現可能性も踏まえしっかり検討させていただきます。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私の提言というよりも、この提言のまとめの中の涵養水の確保についてというところでも出ているんですね。地下水の自噴を促すため、かつて湖周辺で行っていたつぼ掘りを再開、試孔をしてみる。特におかま周辺で試孔をしてみる。おかまというのは、先ほどありましたようにちょっと北東部のところですよ。

というふうになって提言しているんですね。その中で、改善になっているということは分かりました。その槻ノ木の水というのが入ってきているということも分かりましたし、ただ、ちょっと私が聞いたところによると、独鈷水というのも、ある農園さんを通じて今は流れてきているというふうにも聞いています。

そういうふうなことで、いわゆる赤湯七水と言われるところ、言ってみれば烏帽子山公園側から見れば東側のこのところの山の水を流入させているというふうなことが大事なことかなというふうに思っています。

ただ、それではやはり足りないと思うんですよ。やはり自噴を促すために必要なことだと思うんです。今、市長が最後に答弁の中で、研究していくって、ちょっと、一歩私は前向きの発言だなというふうに思いましたので、これはやはり、こんなにお金かかることじゃないんですよ。ただ、自然公園の関係での調整なんかは必要だと思います。だけれども、それはできないことでは、私はないと思うんですね。カヤ場で、しかし、私の土地であればそれを借りてやっていくということは大丈夫と思うんですね。

もう一度そこについて、そこだけでいいです

ので、市長お願いします。

○議長 市長。

○市長 やらないために検討するというのではなくて、いかにしたらやれるかというそういう意味で、自然公園の中でできることも含めてしっかり検討いたします。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ぜひよろしくお願いします。

次に、少子化等の教育課題についてお願いしたいと思います。

本市人口の推移について聞いたところ、やはりそうなのかなというふうに思ったんですが、ちょっと、やはり意外だったのは、小学校、中学校に入るときに、これ本市のことですから市全体のわけですね。増えているということが、いろいろな要因があると思うんですけども、ここは意外に南陽市について、やはり教育させたいというかそういうふうな思いがあって来ているのかなというふうに思ったんですが、市長、何かこれについて何かコメントありますか。こんな感じ、どういうふうこれを分析されているのか。

○議長 答弁を求めます。

○高橋一郎議員 市長でなくてもいいです。

○議長 市長。

○市長 ちょっと、私明確に増えているのかなという認識がなかったもんですから今戸惑ったんですけども、議員のおっしゃる趣旨から言えば、やはり先ほどの山口議員の御質問にあった交通の要衝であるとか様々な理由によって転入される方が一定程度いると。その中には、地域総合型教育、南陽市で行っている事業、そういったことが要因になっていることもあり得るという認識でおります。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それは大変喜ばしいことだと思いますし、例えば2021年度だけを見ますと、出生数177人、それから、小学校の入学者数が

214人、ここで37名ほど増えている。中学生に行けば251人ということで、この小学校よりも37人また増えている。

（「減っている」の声あり）

○高橋一郎議員 ああ、まあまあそうですね。

それもあるんですけども、単純に2021年という輪切りにした場合はそういうふうになるわけですけども、要するに、出生数から見て小学校の入学数が増えているということは、これは市にとってはいいことなのかなというふうには思っています。

それはそれとして、次に小学校と中学校の統廃合についての考え方です。

先ほどは、小学校の適正配置等検討委員会と言うんですか、その方針を受けて検討していくというふうなことがありました。当然、人口減少というのは南陽市、本市だけでなく、これはいろいろほかの市町村でも頭の痛いところですけども、この問題というの、今日ここで議論を深くしたいとは思いませんけれども、やはり避けて通れない問題なんでしょうね、多分。

それで、そこについては今後の市長の考え方を聞きしていきたいなというふうに思います。

⑤南陽高校の存続問題です。

これも喫緊に迫った問題じゃないかなというふうに思っています。

南陽市役所部、高校市役所部というのも、いわゆる見せ方としては非常にマスコミに取り上げられながらやっているということで、それはそれでいいなというふうに思うんですが、そのほかに、いろいろな意味での、南陽高校を残そうという動きみたいな、存続しようという動きというのはまだないような気がするんですが、どのような、その、高校の再編については現在、何年度に、例えば東置賜地区で1校とかというふうに考えられているのか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あいにく、私ちょっと、その詳細の資料を持ち合わせておりませんが、たしか2段階に分けて県の教育委員会のほうで検討しているのかなというふうには承知しているところでございます。

○議長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの教育長の答弁に補足してお答えをさせていただきます。

今現在、山形県教育委員会のほうで公表しております東南置賜地区の県立高校の再編整備計画につきましては、一旦令和8年度まで、米沢産業高校を仮称で設置いたしまして、その後、米沢市内の普通高校の在り方と米沢市外の3つの高校の在り方については、令和7年度から8年度にかけて検討するというふうな状況と承知をしております。

以上です。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 要するに、令和5年度が今年ですので、来年、再来年に検討するというんでしょう。ということは、やはり、地域で盛り上げていかなければならないという部分もあると思うんですよね。そこは、市長もそうだと思うんですけども、どういうふうに思っているのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 様々な形で地元高校の存続につながる動きの在り方というのはあるんだろうなというふうに思います。

そうした中で、例えば住民の皆さん、地域の皆さんが何らかの会を立ち上げるとか、いろいろなやり方があると思いますので、そのあたりについては、我々もどういった形で行政がそれに関わるべきか、あるいは行政がタッチせずに、まさしく住民の方主体となるべきかとか、いろいろな形があると思います。それは、今後いろ

いろな状況を見ながら考えていかなければいけません、それにしても余り時間はないということですので、市としましては、市ででき得る南陽高校存続のための魅力化であるとか特色づくりとか、そういったところについては数年前から、できる限り高校に協力する形で行っているところがございます。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 まあ、今日のところはそれで分かりました。

次に、ちょっと、私、これいじっていてラーケーションについて、こういうのはやはりすぐに出てくるんですね。これ当然つないでいるからね。

ラーケーションは、本市については考えていないというようなことであります。

それはそれであれですけれども、こういったことというのはやはり、メリット・デメリットもちろんありますけれども、今後、いわゆる、例えば、家族が多様化している、生活が多様化している中で、やはり土日だけが休みでない家庭もあるわけですね。そういったときに、やはり、いや、例えば大阪万博に行きたいとか、例えばですね。土日は、でも仕事なんだよな、父ちゃんなどというふうな形になった場合なんかもあるでしょう、それは。だから、それは子供のせいじゃないんですよ。

だから、そういったものをちゃんとフォローしていくというふうなことも考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

その辺について検討していないというふうなことだったんですけれども、そういうふうな目で考えていただきたいなと要望しておきます。

次に、部活動についてで、これちょっと、時間もないので、まずやっていくことと、市がどういうふうに関与していくのかというようなことだと思っんですよ。

今、いろいろと、いわゆるスポーツ協会主催

でやったり様々やっています。

その中でちょっと分からないことが1つあるんですけれども、それは地域クラブへの補助のことです。

今、地域クラブ移行の中でアスリートラボさんがいろいろなコーディネーター役で入っているということなんです、それは、コンディショニングトレーニングだけではちょっと、いわゆる、それぞれのスポーツ団体と教育委員会とでやっていくというふうなことにはならないんじゃないかなって、そのやり方が分からないんですよ。

今日たまたま東根市のことが出ていました。今日の山新ですけれども、ああ、こういうふうにしてやっていくのかなというふうに思った。地域移行を試したらって、今日の朝ですね。東根市の市内中学校の卓球部と、それから教育委員会とです、教育委員会ですよ。で、地域クラブ設立の試行的な取組で、他校選手との練習に臨んだとあります。

これは、仕掛けとしては教育委員会側と、それから、ですね。じゃ、今、教育委員会は何をやっているかという、いわゆる、そのコーディネーションをやっていながらコーディネーターの方を入れてやっていると。そのコーディネーターとその競技団体との接点が分からないんですよ。私たちは、競技団体としては体育協会、スポーツ協会との形しかない。そこを、やはりしっかりやっていかないとなかなか進まないんじゃないかなとは思っています。

それからもう一つは設備に関してですね。例えば、当然、社会人がやっていくとなってくれば照明設備は必要ですよ。それは、種目によっては当然ありますけれどもないところもあります。

そういうふうなことをやはりしっかりやっていくというのが市の行政の立場じゃないんですか。この地域移行を推進するんですか、しない

んですか。まず市長どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 地域移行については国全体の方針として、各自治体でそれぞれの地域の特性を行かして進めていくというふうに承知しておりますので、その方針に沿って対応いたします。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ぜひ、ちょっと、もう一步進んでもらいたいというふうに思うんです。

それは何かと言ったら生徒のためです。働き方改革ってありますけれども、働き方改革、教員の働き方はあります。それはもちろん大事です。でも、地域移行にした場合には、その地域移行する人が担っていくのは働き方改革にはなりませんよね。分かりますか。むしろ加重になるわけですよ。週に5回とか週に3回とかやってやらなければならない。先ほどは答弁の中で、何ですか、主催となる受益者負担というふうなことで切り捨てられましたね。私おかしいと思うんですよ。受益者負担イコール保護者負担ですね。進めておきながら、結局受益者負担ですよと言う。でしょう。何らかの形でやはり支援していただかないとやっていけないと思うんですよ。だって、本当に、勝手にやっているんだべっていう話じゃないですよ。週3回、あるいは週5回、例えば、これしようがないんですけども、今の段階で、ボランティアですよ。ボランティアでやるということ自体が、学校の教育改革はいいでしょう、それは。教員の働き方改革、それはいいですよ。それを否定するものでないですけども、でも一方で、やる人、主催者側は非常な労力というか負担になっているというわけですよ。でも、それはしなければならぬというふうに思っているんです、その団体は。なぜか。子供のためだからですよ。部活動が、やはりさっき言った少子化で子供の数が減ってきて単一の部活動でできなくなるとい

うのが目に見えています。だから一緒にやりましょうというふうなことで声をかけているので、ここはやはりきちんと踏み込んでいただきたい。どうでしょうか。

○議長 市長。

○市長 部活動の地域移行自体については、直接的に推進するのは教育委員会というふうに認識しておりますが、そのために必要な財源については市長部局の仕事になりますので、必要な、求められる財政措置をしっかりと求めてまいりたいと思いますし、市でも、できる限りであります。何らかの対応は必要だというふうに思っております。

○議長 高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そういうことで、本当に踏み込んでいただきたいと思います。終わります。

○議長 以上で、6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 それでは再開いたします。

伊 藤 英 司 議 員 質 問

○議長 次に、1番伊藤英司議員。

〔1番 伊藤英司議員 登壇〕

○伊藤英司議員 1番、公明党、伊藤英司です。通告に従い、質問いたします。

近年、全国では空き家が増え続けており、この30年間で2倍以上に増加しております。空き家が放置されると、倒壊やごみの不法投棄、火災など様々な悪影響が生じます。空き家は他人事ではございません。たとえ、今空き家を所有していなくても、親が独り暮らしをしていたりしますと、老人ホームへの入所等がきっかけで、

思わぬタイミングで空き家が発生したりします。親を含めた親族などの関係者で話し合っておくことも大切です。どうするか決められないまま、住む人がいなくなり、そのまま管理せずに放置すると、家屋の倒壊など保安上危険な状態となるほか、悪臭、ネズミや野良猫・害虫などの繁殖、雑草などの衛生面や景観の悪化などをもち、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

本市においても、空き家バンクの運営や老朽危険空家除却補助事業、空き家に関する相談など対策を行っておりますが、今後の対応や対策についてお伺いいたします。

(1) 現在の空き家の状況はどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

(2) 空き家等の調査は、市民の方々からの情報や職員による調査、地区長会に依頼して各地区の状況を提供していただき、件数や状態などを把握しておられるようですが、空き家の評価がDになっている空き家の件数はどの程度あるのでしょうかお伺いいたします。

(3) 空き家の評価がDになっている空き家の今後の対応はどのように行っていくのでしょうかお伺いいたします。

次に、重点支援地方交付金についてお伺いいたします。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。

一方、長期に及ぶ物価高騰は家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税収増などの成長の成果を適切に還元し、市民の生活を下支えするとともに、持続的な賃上げの取組を加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要です。

政府が決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせて、きめ細かな支援策を進めることができる重点支援地

方交付金の予算が追加されました。同交付金を効果的に活用し、物価高騰から市民の生活を守り、経済の着実な回復を図るための支援策についてお伺いいたします。

(1) 住民税非課税世帯の支援の給付の方法と時期についてお伺いいたします。

先日、予算特別委員会にて高橋一郎議員からの質問がございましたが、改めてお伺いいたします。

(2) 重点支援地方交付金のうち、自治体が物価高騰への対応策として柔軟に対応できる推奨事業メニューの新たな支援策などございましたらお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 1番伊藤英司議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、空き家対策の御質問の1点目、現在の空き家の状況についてでございますが、本市における空き家の調査方法につきましては、市民の方から寄せられる情報のほか、職員独自による外観調査や、毎年9月に地区長会に依頼して提供していただく各地区の情報により、空き家の件数や状態などを把握しております。例年10月1日時点で山形県に報告している空家等実態調査においては、本年分の市内の空き家件数は783件になっております。

なお、10年前の平成25年度は506件であり、1.5倍以上に増加しております。

次に、2点目、D評価になっている空き家の件数についてでございますが、同じく10月1日時点で71件となっておりますが、この件数は今後職員による精査により増減する可能性がございます。

次に、3点目、評価Dランクの空き家の今後

の対応についてでございますが、空き家のランクに関わらず、私有財産である以上は、まずは所有者または相続人による管理が大前提となります。

そのため、従前どおり、所有者または相続人に対し、老朽危険空家除却補助事業の利用促進に向けた誘導を行い、所有者または相続人自身による解体を促してまいります。

しかしながら、所有者または相続人が対応できない、または対応しない空き家については特定空家等に指定し、行政代執行により、住民の安全のために市による対処も検討してまいります。

次に、重点支援地方交付金についての御質問の1点目、住民税非課税世帯への支援の給付方法と時期についてでございますが、このたびの給付金支給事業につきましては、以前より報道されておりますとおり、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円を追加支給するものであります。

支給の方法としましては、支給対象となる世帯に、準備が整い次第、支給要件確認書を発送し、世帯主より、確認書を確認・記入いただいた後、市に返送していただくという手続となります。

また、給付の開始時期につきましては、12月下旬より、順次、口座振込を行う予定でございます。

市といたしましては、低所得世帯の方々へ給付金を速やかに受けられるよう、今後とも適正な支給事務に努めてまいります。

次に、2点目、重点支援地方交付金の推奨事業メニューの新たな支援策についてでございますが、現在、社会情勢を踏まえた支援事業について検討しているところでございます。国や県との連携を図りながら、できるだけ早急に支援策を取りまとめ、議員の皆様にお諮りしたいと

考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 御答弁ありがとうございます。

市長の答弁からも空き家の数が年々増えているということは明らかでございます。

本市の対策で空き家バンクの運営がありますが、これの登録件数やどのような問合せがあるのか、また、契約して活用に至った物件は何件あるのでしょうかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

空き家バンクの利用につきましては、平成30年度から延べ申請件数が69件で、そのうち空き家バンクへの登録が57件、そのうち成約件数が32件となっております。

なお、問合せ等については近くの、例えば交通の状況なり、あるいは上下水道とかのインフラの整備等がなっているか等の細かい情報もありますが、そんなに詳しいような相談はなかったものと捉えております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 32件の成約があるということでしたが、この空き家バンクで購入を考えている方がいらっしゃった場合、その交渉や契約の進め方はどのように行っているのでしょうかお伺いいたします。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、南陽市のホームページで空き家バンクのほうへ御覧いただけるような状況になっておるんですが、具体的には市のほうへ直接入って、どのような取引をやっているかというのではなくて、直接所有者と

購入希望者の間でお話し合いがなされているものと承知しております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 市がタッチしないで業者と進めるということでしたが、この宅建業協会の方と進めるわけになるようですけども、この空き家バンクに登録する側、または登録する、購入する側のメリットはどのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

空き家の所有者のサイドからは、やはりインターネットを介して不特定多数の方に対して物件を紹介できる。また、不動産を売却するためやその前段で相談するときに、市に対する空き家相談に合わせて相談しやすいとの声があるものと捉えております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ありがとうございます。

この空き家バンク等も活用していただき、ぜひ分かりやすい説明と周知で、空き家にならないように努めていただきたいと思います。

次に、D判定の空き家の中に倒壊のおそれや適正な管理がなされていないものがあるようございますが、これについての特定空家等への認定は考えておられるのでしょうかお伺いいたします。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

現在、特定空家への指定は4件を対象にして検討しておりますが、そのうち2件を先行して現在進めております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 この4件と2件のこの認定の差というのか、それはどのように判断している

のでしょうかお伺いいたします。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

差といいますか、やはり周りの、例えば道路側に空き家が倒壊してくるおそれがあるとか、そのほか、やはり影響が、一般的に大きくなるようなものを優先的にしているというのもございますし、また、相続人あるいは所有者等の調査でちょっと時間がかかっているものもあるというのが現実でございます。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 今、その、相続人というか管理者の方との話し合いも大切だと思うんですけども、その管理者が特定されていない物件とかは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

Dランクの空き家で申し上げますと、相続人がいないために連絡が取れない件数は2件となっております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 そのような状態にある物件に対しては、やはり特定等空家に指定する必要があると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長 川合建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

そのように特定空家等に指定するような準備といたしますかそういうふうな方向に持っていくと考えております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 この空き家問題でございますが、11月中に市内を回ってちょっと御意見をいただいたときに、やはり赤湯地区だけではなく、宮内地区や中川地区の方からも御相談があ

りました。

この管理者との話し合いは大変なことではございますが、空き家になった場合、迅速な対応が必要だと思っておりますので、少しでも空き家バンク等や有効活用をしていただいて、空き家の減少に取り組んでいただきたいと思います。

これは要望です。

次に、重点支援交付金についてお伺いします。

先ほども申し上げましたが、11月中旬に市内を回ったときに、空き家対策とともに多くお声をいただいたのが物価高騰対策でありました。

やはり物価高騰で最も切実に苦しんでおられるのは低所得世帯の方々だと思いますので、その給付金を迅速に支援していただけることが大切だと思いますので、改めて迅速な対応をお願いいたします。

今回のこの交付金でございますが、この交付金には今回は含まれておりませんが、低所得の子供世帯、住民税均等割のみの世帯の方々、また、定額減税の恩恵を十分受けられない世帯の方々に対しての支援については、市長としてはどのようにお考えになられているのでしょうかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今現在考えているものとしては、これまでも行ってまいりましたが、全市民応援クーポン事業で、完全に均等に平等に支援を速やかにさせていただいております。それをベースとして速やかな支援が行えるように考えてまいりたいと思っております。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 今、市長がおっしゃられたようにクーポン券も大変好評でございました。しかしながら、このクーポンも大切でございますが、迅速に早くというのがすごく大切なことだと思いますので、ぜひ、予算が決まりましたら迅速な対応をよろしく願いいたします。

次に、推奨事業メニューについてでございますが、国の予算規模といたしましては5,000億円ということでございます。本市の交付額は9,027万4,000円ということでございますが、この予算については地域の実情に応じて決められるとなっております。クーポンなどもよいのですが、この使い道として地域交通、物流事業者や地域観光業等に対する支援という項目が追加されました。この中に、地域に不可欠な交通手段の確保という例もございます。まずは、持続可能な公共交通の足がかりとして、調査研究等にこの補助金は使えないのでしょうかお伺いたします。

○議長 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

推奨事業メニューの国から示されております地域公共交通、物流、地域観光業に対する支援の具体的な内容でございますが、関係業者のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な公共交通の確保、また、地域の特性を踏まえた生産性向上に向けた取組の支援という具体的な記載がございます。

調査研究の部分については、昨今の大変物価高騰の中での限られた財源での事業メニューを優先順位の中で検討する際に、どのようなものが必要かというふうな部分については庁内で検討して、どのような事業をこちらのほうでつくっていくかについてはこれから検討をさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 この事業者支援の中に、その地域公共交通、物流や地域観光業に対する支援というのがございましてその中にあるわけでございますが、市内回ったときに、またこれも市民の方からの御意見いただいたわけですけど

も、市内には3路線の公共バスが走っておりますが、この運転手さんからお伺いしたところ、利用者の中から、乗り継ぎが不便などの御意見をいただいたということでした。

また、市内では南のほうにはバスが通っておりません。ぜひこの公共交通の対策を、この支援金だけではちょっと厳しいと思いますが、この調査研究という形で前に進めていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 御質問にお答えを申し上げます。

まず、公共交通の交通弱者、様々な地域ごとの交通格差については課題として捉えているところでございます。

このたびの重点支援地方交付金の該当事業の中に該当させられるかどうかというふうな部分については、新たな地域交通の検討課題について対応していくのはちょっとなかなか難しいかなとは思っておりますが、このたびの交付金の使い道とは別に、地域交通のこちらの検討、今現在の課題に対する対応というふうなものについては、引き続き市の政策として考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ありがとうございます。

この市内のバスでございますけれども、やはり南のほう走っていないくて、やはり、赤湯の町に行くにもなかなか大変な方がいらっしゃるのですので、ぜひ前に進めていただきたいと思いません。

今回のこの重点支援交付金は、物価高騰などで大変な思いをしておられる市民の皆さんへの支援でございますので、なるべく早く届けていただけるようお願いいたします。

この辺については、市長、最後をお願いしま

す。

○議長 市長。

○市長 コロナが始まってから3年、この間の様々な特別定額給付金をはじめとする事業についても、議会の御理解と、それから、職員の皆さんの奮励によって、できるだけ早くお届けできるように努めてきたところであります。

今回も、南陽市は早く対応してくれたと言っただけのように、精いっぱい努めたいと思っております。

○議長 伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ありがとうございます。

市長におかれましては、今までも様々な支援策やHPVワクチンの男性の接種なども迅速に対応していただきました。本当にありがとうございます。

今回のこの交付金も、大変な方たちに迅速に対応していただけるようお願い申し上げて私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長 以上で、1番伊藤英司議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時25分 散 会

令和5年12月5日（火曜日）

本 会 議

令和5年12月5日（火）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和5年12月5日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                  |         |                          |
|---------|------------------|---------|--------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長              | 大 沼 豊 広 | 副 市 長                    |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長          | 嶋 貫 憲 仁 | みらい戦略課長                  |
| 佐 野 毅   | 情報デジタル<br>推進 主 幹 | 高 橋 直 昭 | 財 政 課 長                  |
| 板 垣 幸 広 | 税 務 課 長          | 高 野 祐 次 | 総合防災課長                   |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長          | 尾 形 久 代 | 福 祉 課 長                  |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長   | 寒河江 英 明 | 農 林 課 長                  |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長      | 嶋 貫 幹 子 | 観 光 振 興 主 幹              |
| 川 合 俊 一 | 建 設 課 長          | 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長              |
| 高 橋 宏 治 | 会 計 管 理 者        | 長 濱 洋 美 | 教 育 長                    |
| 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長          | 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長              |
| 山 口 広 昭 | 社 会 教 育 課 長      | 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 |
| 矢 澤 文 明 | 監 査 委 員 事 務 局 長  | 山 内 美 穂 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

## 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。  
昨日に引き続き一般質問を始めます。

### 佐藤 明 議員 質問

○議長 最初に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明議員 登壇〕

○佐藤 明議員 おはようございます。

既に、通告しております来年度の予算編成と介護保険事業計画第9期について質問をいたします。

最初に、来年度の予算編成についてお尋ねをいたします。

1点目ですが、物価高騰に暮らしの悲鳴が上がっております。

今回の物価高騰がとりわけ国民生活にとって苦しく、深刻な打撃となっているのは、歴代政治の下で30年という長期にわたって経済の停滞と衰退、言わば失われた30年で暮らしの困難が続いているところに、物価高騰が襲いかかっていることによるものであります。

日本は、世界でも特異な賃金が上がらない国となっております。

実質賃金は、1991年から2022年にかけて、アメリカは1.48倍、フランスは1.33倍、ドイツは1.30倍になっておりますが、日本は1.03倍とこの30年で先進国で唯一賃金が上がらない国となっております。

直近の10年間で見ると実質賃金は、増えるどころか年間24万円減っております。

1996年のピーク時からだと、年間46万円も減り、30年前の水準にまで落ち込みました。

こんな国は日本だけであります。

さらに問題なのは、消費税は5%から8%、10%へと14兆円もの増税が行われました。

政府は、社会保障のためとの名目で増税したのに増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されました。

この30年ほどの間に、国民年金保険料は2倍、国保税は1人当たり1.5倍、介護保険料は2倍にもなりながら、年金は10年前に比べても実質7.3%も減り、医療の窓口負担は増え、介護制度も悪くなる一方であります。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育でも給食費など重い教育費への負担が暮らしにのしかかっております。

高学費と貧しい奨学金制度によって、若者が背負わされている借金は総額で10兆円にも及び30年間で7倍にもなりました。

日本は社会保障や教育への公的支出は、先進国で極めて低い水準と言わざるを得ません。

食料自給率は38%と、この30年間余で10ポイント近くも下落しました。

エネルギー自給率においても10%と先進国で最低水準であります。

暮らしと経済の基盤である食料とエネルギーを外国に頼っていることが、ウクライナ侵略な

ど国際情勢の危機に際して、脆弱な経済にしてしまっております。

長期にわたって経済停滞、暮らしの困難が続き、経済も生活もへとへとに疲弊しているところに、物価高騰が襲ってきた。ここに今の国民生活の苦しみの特別に深刻な実態があります。

暮らしも経済もよくなるという希望が見えないという深刻な状況、閉塞感を打開する抜本的な方策こそ今求められているのではないのでしょうか。

こういった状況の中、来年度予算編成が今までにないような市民のための予算、市民のためのきめ細やかな予算編成が重要だと考えますが、市長の基本的な認識、御見解を賜りたいと存じます。

2点目ではありますが、来年度予算編成の重点政策は、何なのかお尋ねいたします。

3点目は、地方交付税と税収の見通しはどのように見通しされておられるのか、また、併せてお尋ねをいたします。

4点目であります。

今後の財政計画は、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

5点目、私は以前から社会保障の問題をはじめ、国が責任を持ってやることを再三指摘してまいりました。

また、一地方自治体の裁量だけで解決できないことも指摘をしてまいりました。

社会保障の問題だけでなく、教育、農業、商工業の問題等々多くの分野で国が責任を持って役割を果たす重要性があると考えられるものですが、市長の御認識と御見解を賜りたいと存じます。

次に、2番目の介護保険事業計画第9期について、お尋ねをいたします。

1点目であります。

厚生労働省は、去る11月6日、結論を先送りしていた介護保険制度の改正を巡り、利用料を2割負担の対象を広げる試案を社会保障審議会

の部会に示しました。

利用者・介護団体の委員から批判が出る中、来年度の制度改正を今年末まで結論を出すと言われております。

第9期の令和6年度から令和8年度までに対する市としての認識、御見解を賜りたいとこのように思います。

2点目であります。

国は、所得などに応じて保険料に差を設けており、現在は原則として、基準額の0.3から1.7倍の9段階に分けております。

今回、厚生労働省は、これを13段階まで細分化し、現在、最高の9段階は合計所得320万円以上ですが、この上に410万円以上を対象とした10から13段階を創設し、乗率も最大2.6倍に引き上げられる見直し例を示しております。

第1段階から3段階に位置づけられる低所得者は、現在0.3から0.7倍をさらに下げることになっております。

既に、多くの自治体で9段階を超える多段階の保険料を設定しておりますが、市の計画はどのように考えておられるのかお尋ねをするものであります。

3点目であります。

介護保険の基準額は、21年から23年度には平均で月6,014円と制度開始当初の倍以上に増えております。

部会では、現在原則1割負担の介護利用料についても2割負担の対象拡大を求める意見が出ています。

国庫負担割合の引上げと保険料・利用料の減免こそ必要と考えるものですが、基準額の設定はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

4点目は、介護保険の現在の基金残高は幾らあるのかお尋ねをいたします。

最後に5点目ではありますが、2000年の第1期スタートから、第8期までのいろいろな教訓、さらに経験に学び今後の第9期の介護保険制度

に生かされるのか、またどのように総括されたのか、お尋ねをするものであります。

以上、何点か質問いたしました。市当局の誠意のある答弁を期待いたしまして、最初の質問といたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

16番佐藤明議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問のボリュームに応じまして、少し答弁が長くなりますので、御了承願います。

初めに、来年度の予算編成についての御質問の1点目、令和6年度予算編成の基本的な認識、見解でございますが、8月末に総務省から示されました令和6年度地方財政収支の仮試算では、地方の歳入は、地方税は1.4%の増、地方交付税についても1.1%の増となり、歳出につきましては、社会保障費の増が見込まれることから、一般行政経費は1.7%の増という試算がなされております。

また、国においては、6月に発表されました経済財政運営と改革の基本方針において、成長と分配の好循環とデフレ脱却を掲げておりますが、引き続き財政健全化に向け取り組むことで財政への信頼を確保していくとしております。

本市におきましては、少子化や物価高、あるいは気候変動といった社会情勢や環境の大きな変化を念頭に置き、これに対処すべく予算編成を行ってまいります。具体的には、事業の実績や課題を分析しながら、目的や必要性を検証し、DXなどの新たな手法を取り入れることで市民サービスの向上を図りつつ、新たな行政課題に柔軟に対応していくものであります。また、業務の効率化や経費の削減に継続的に取り組みながら、時勢に合わせた費目への重点配分を行ってまいります。

財源の確保についても、国、県の有利な補助制度を積極的に取り入れ、財政負担の軽減にも努めてまいり所存ですが、物価高騰の影響などもあり、大変厳しい予算編成となることが予想されます。

次に、2点目来年度の重点施策についてでございますが、令和6年度は、第6次南陽市総合計画前期基本計画の最終年度に向けた仕上げの年となります。

これまで行った事業の成果や課題等を総括し、今後に向けて施策の取捨選択、再構築などを適切に行うことで、基本構想・基本計画の実現を図ってまいります。

重点施策としては、引き続き子どもを産み育てやすいまち、年を取っても安心して暮らせるまち、人が集まり賑わうまちを市政の柱に予算編成を行ってまいります。不安定な国際情勢に伴う物価の高騰が続いていることを念頭に、市民の暮らしと安全を守る事業にしっかりと取り組んでまいります。また、都市構造再編集中支援事業により実施している宮内地区交流センターの整備を完了するとともに、行政のデジタル化や脱炭素化などをさらに推し進めることで、交流人口の拡大と地域の活性化、誰もが便利で快適に暮らせる持続可能な社会の実現を目指してまいります。

次に、3点目地方交付税の見通しについてでございますが、8月末に総務省から示されました令和6年度地方交付税の概算要求の概要によりますと、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとされています。

現在、国の予算編成が行われておりますが、今月末に発表される地方財政対策において、地方交付税の大枠が示されますので、今後の編成過程を注視してまいりたいと存じます。

本市におきましては、普通交付税については、人口減少などにより、算定基礎である基準財政

需要額が減少傾向にあり、また、特別交付税については、台風や大雨、大雪といった自然災害に左右されることから、それぞれ交付額の増減については、現時点では不透明なものとなっています。

次に、税収の見通しについてでございますが、日銀等の県内経済状況判断では、緩やかに持ち直しているとしており、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される所でございます。一方で、国際情勢の不安定化に伴う燃料価格の上昇や物価の高騰、円安など、下振れリスクが多く存在します。

したがって、現時点で来年の税収を見通すことは大変難しい状況ではございますが、税目ごとにその傾向を申し上げますと、個人及び法人市民税につきましては、雇用の各種指標は堅調なもの、所得関係指数の伸びは鈍化傾向にあり、景気の先行きが不透明なことから、見通しにつきましては、ほぼ横ばいと考えております。

次に、景気に左右されにくい固定資産税及び都市計画税につきましては、令和6年度は評価替えの年になりますが、土地の下落傾向は鈍化しており、住宅の建築件数は昨年と同水準ですが、評価額については上昇が見込まれることから、全体としては今年度予算を上回ると考えております。

入湯税は宿泊客の回復傾向が続くことが見込まれることから、今年度予算を上回ると考えております。

最後に、たばこ税は売上本数の減少傾向により減額を見込み、軽自動車税につきましては、おおむね横ばいと考えております。

次に、4点目の今後の財政計画についてでございますが、9月定例会で健全化判断比率を御報告いたしました。実質公債費比率については微増、将来負担比率については微減となっています。いずれの数値も借入額に係る数値を基

に算出されますので、大規模事業に係る起債償還が完了する令和10年頃までは、厳しい財政状況を示すと見ておりますが、本市においては早期健全化基準を下回る範囲内で推移していくと見込んでおります。

歳入については、人口減少などにより、税収、普通交付税とも減となる要因が強く、全体として減少傾向で推移するものと見込んでおります。

それに対して歳出は、義務的経費である扶助費が社会保障制度の改正・充実により、年々増加しており、さらに、人件費や物価の上昇から様々な維持管理経費が増加していることから、今後とも高い水準となる見込みであります。

このような厳しい状況ではございますが、南陽市健全な財政運営に関する条例の理念に基づき、将来にわたって持続可能な財政状況の実現に向けた財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に5点目、多くの分野で国が責任を持って役割を果たす重要性についてでございますが、議員御指摘のとおりと申料する所でございます。昨今の物価高騰対策や少子化対策、社会保障施策などについては、南陽市にとって非常に大きな行政課題であるといえますが、他の多くの自治体においても同じく大きな行政課題として共有している状況にあります。これらの共通課題については、国がその責任においてしっかりと取り組んでいくよう、これからも様々な機会を通じて求めてまいります。

次に、介護保険事業計画第9期についての御質問の1点目、介護保険事業計画第9期に対する市の認識、見解についてでございますが、議員御指摘のとおり、令和6年度の制度改正に向けましては、現在、国で介護保険制度の見直しなどについて検討が進められております。

市としましては、国の動向はもとより、利用者等を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、また事業者を対象とした介護人材実態調査、介護施設の定員及び

利用者数等に係る調査等を踏まえながら、市介護保険運営協議会の皆様等より様々な御意見を頂戴し、介護を必要とする方が安心してサービスを利用できるよう、市の計画を策定してまいります。

なお、全国市長会理事・評議員合同会議において審議採択されました令和5年度国の政策及び予算に関する提言の中では、持続可能な介護保険制度に向けた国費負担額の引上げや、低所得者対策等について、国が積極的な措置を講ずるよう提言がなされております。

次に、2点目、介護保険料の設定に対する市の考えについてでございますが、国では次期介護保険料について、高齢者の支払い能力に応じた負担の仕組みを強化し、所得が比較的高い方の保険料を引き上げ、所得が低い方の保険料の増加を抑制するため、13段階での設定案を示しております。

市としましては、国の方針に基づき、適切な介護保険料の段階の設定を検討してまいります。

次に、3点目、介護保険料の基準額の設定に対する市の考えについてでございますが、第1号被保険者の介護保険料は、今後、必要となる介護サービス見込量の推計とともに、国から年末に示されます次期介護報酬改定等を踏まえた上で検討する必要があります。

市としましては、国の動向を踏まえながら、介護保険料の負担が過重とならないよう、介護保険給付基金の活用も視野に入れ、適切な基準額を検討してまいります。

次に、4点目、介護保険料の基金残高についてでございますが、介護保険給付基金の残高は、現在、6億3,459万8,214円です。

次に、5点目、第8期までの介護保険制度の教訓、経験と第9期への生かし方と総括についてでございますが、市では、これまで国の動向や地域の実情に応じながら、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年に一度見直し、認知症

や介護予防に係る事業等を進めるとともに、介護を必要とする方が、必要とするサービスを利用できるよう、介護保険制度の適切な運営に努めてまいりました。

しかし、本市におきましても、人口減少や少子高齢化の進展に加え、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる令和7年が近づいており、高齢者の占める割合は今後も増加することが見込まれております。

このような中、中長期的な視点に立ち、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を一層推進する必要があります。

第9期計画では、高齢者福祉等を取り巻く様々な課題に対応しながら多彩な施策を展開し、高齢者や介護を必要とする方々が安心して暮らしていただけるよう、今後も持続可能な介護サービス等の提供を確保してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤明議員。

○佐藤 明議員 それでは、何点か再質問をいたします。

時間の関係がありますので、最初に、介護保険第9期についてから再質問したいというふうに思います。

先ほどいろいろと第9期について、答弁されました。3年ごとに1回見直しをするということで、南陽市の介護の運営委員会等々でいろいろ議論されていると思うんですが、問題なのは基本料金、今南陽市では御承知のように6,400円、このようになっているわけですが、全国平均よりも南陽市は300幾ら高いわけですね。これまでも再三再四見直しをしてきて、先ほど質問の中で、私も言いましたが、当初の第1期よりも倍以上になっているわけですね。こういう

実態が、どこの自治体もそうでしょうけれども、特に南陽市の場合ですと高いわけですね。全国平均よりも高いということは、高いということですからね。みんな笑ってるけれども、真面目に私やっているんだから。その辺の考え方、基本的な考え方。また、基本料金は国の動向を見ながら対応すると市長はおっしゃっているんですけども、恐らく事務方では大体決まっているなよ、大体。その辺の考え方もう一回、市長どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 事務方では大体決まっているとおっしゃっていましたがけれども、まだそんなに決まっていけないかなというふうに思います。と言いますのは、今回議員も御承知のように6年に一度のトリプル改定、医療・介護・障害福祉の改定が重なる年ということもあり、また、介護人材不足や様々な課題に対応するための大きな改定となるのではないかなという見込みが示されています。そういったことも踏まえて介護保険料算定する必要があることから、一概にどうなるということは本当に今の段階では言えないわけでありませう。

しかしながら、先ほど壇上での答弁でも申し上げましたように、そういったものをしっかり踏まえながら、介護保険料の負担が荷重とならないように、介護保険給付基金の活用も視野に入れて適正な基準額を検討してまいりませう。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 私、何でそういうふうに言うのかと言うと、ちょうど4年近く前にコロナが発症して間もなく来年で丸4年だよ。この介護保険に対して、利用控えが相当あるわけですよ。私もいろいろ各施設に行って、いろいろ、各施設の方ともいろいろお話を聞きながら言っているんですけども、さっき基金の6億

3,459万何がしがあると言われているわけですね。令和元年度は、この半分しかなかったわけだね。3億弱ぐらいしかなかったと私は覚えているんですけども、それから5年間ですよ、倍以上増えている。つまりコロナの発症によって、控えがあるとういうふうなことがずっとあったわけですよ、いろいろお聞きするとね。ですから、こういったものをやはり取り崩しながらやるべきではないのかなと基本料金の設定についてですよ。

もう一回答弁願います。

○議長 市長。

○市長 議員がおっしゃるようにこのコロナ禍の3年間、感染対策の進展とともに、介護の利用控えという実態があるとお聞きしております。そうした中で、その基金もその前回の改定の際の想定を上回る水準で今積み上がっているわけで、この先ほど基金の活用と申し上げましたけれども、その基金の活用ということは、すなわち取崩しを行うことによって適正な基準額を検討してまいりませうという意味でございませう。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 市長、検討でなくて事務方もいる前で聞いているわけですから、こういった基金を利活用しながら切り下げるという手もあるわけですから、十分に。しかも南陽市の場合、全国の基準額よりも、さっき言ったように6,400円なんですよ。それより300数十円高いということは、相当高いわけですよ。ですから、6億数千万ある基金を取り崩して、こちらに充当して安くすると、基本料金を。市長何でそういうことが言えないのかな。私非常に疑問なんですけれども。一言言えば、課長が聞いて審議会で議論して引き下げることが十分にできるわけですから。どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員のおっしゃる気持ちは重々分かる

わけでありませけれども、立場上ちょっと断言はこの場ではできませんけれども、検討していただいている皆さんのほうからも下げるべきだという御意見は頂戴しているところでありまして、そういった方向性でこの基金を取り崩して活用をして、適正な基準額となるよう現段階では検討ということに留めさせていただきたいと思えます。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 分かりました。

つまり前向きに検討して方向性を出しますよと、こういう理解でいいですね。

じゃ、分かりました。

私、かまあず介護保険の3年間の見直しのため、ずっと今まで再三再四なんてものでなくてかなりの、この介護保険問題等で質問したわけですけれども、もう1点非常に重要な問題があるわけですけれども、いわゆる13段階にするわけですけれども、せんだって地元紙でも取り上げられたんですけれども、介護保険料が増額になる人が、3段階ランク上げることによって、140万の方々が負担増になると、こういうことになっているわけですけれども。南陽市の場合、全国的には9段階ですけれども、南陽市の場合には10段階と、現在。これを3段階増やして新たな負担増になる方が大分いると思うんですけれども、現在、南陽市で負担増になる方というのは、何人いらっしゃいますか。分かりますか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、質問のほうにお答えいたします。

現在、議員がおっしゃいますとおり南陽市につきましては、10段階というふうなことで採用しているところです。

今回示されました国の案というふうなところで、増が見込まれる方々につきましては、第8段階から10段階の方々になります。

こちらのほうは、おおよそ700名程度というふうにこちらのほうでは考えております。

以上です。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 確認したいんですが、8段階から10段階の方々が700人上がるということですね。いいですね。私が言っているのは、つまり新しく11から13まで3段階上がるんですけども、この3段階が上がると言っているわけです。新たにつくるわけですから。つまり負担増になると、こういうふうになるわけですね。ですから南陽市の方で3段階の該当者が何人おられるかと、こういうふうに質問をしているんですけれども。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

先ほどちょっとはつきりこちらのほうで申し上げなくて申し訳ございませんでした。

対象となる方は、700名程度と考えております。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 11、12、13の3段階上がる人が今700人と数をおっしゃったんですけれども、700人の対象者の中でどの程度上がるのかどうか、その辺どうですか。

○議長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

現行で私ども10段階の保険料を採用しているわけですけれども、国から示されました13段階の改正案に照らし合わせて調整をしていかなければならない階層がございますので、その段階別に対象者の範囲、また、保険料率について見直しをかけていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 分からないんですけれども、とにかく上がるわけだ、どう言おうが。これ私

だけ言っているのではなくて専門家が書いているわけですから。それで、700人対象者がいるんですけれども、今のところは、これから、来年4月からの段階だから、まだ算定していないとすればそれまででしょうけれども。これは上がることは確実なわけですね。私ねいろいろ思うんですけれども、下には今回新たな措置を取って低く抑えるというような措置を取ったわけですが、それはいいのよ。やはりこれは10段階が410万以上、所得がね。11段階が500万以上、それから12段階が680万以上とランクがあるわけですが、所得が高いからいいと、こういうふうなことだと思うんですよ、国の考えは。私は、そういう考えというのは、いろいろ南陽市でもクーポン券や何か、全世帯を対象にしたクーポン券をやっているわけですから、だからそういう点では、こういう方々のランクというのは設定しないで、やはり今までのランクの中での介護保険制度をむしろ逆に拡充するべきだと私思うんですが、その点の状況、考え方はどうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 介護保険の制度全体を含めたその内容を見通しながら、持続可能な制度改正を図るという意味では、どうしてもその所得に応じた負担を国が求めていくという点については、私はやむを得ないというふうに思っております。

一方で、やはりこれ国の負担、国の負担ということとは、結局これは国民の負担ということになるわけですが、国の負担割合を引き上げてもらわないことには、なかなかこの介護保険制度が本当に持続可能かということについては危惧しているのもそういう気持ちもございますので、そういう意味ではできるだけ負担を上げずに、しかしながら経済状況などに応じて、その所得の低い方の負担軽減を図るといふ、その基盤となるのはその国として負担割合を上げ

ていくというふうにしていかなければなかなか難しいかなとは感じております。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 市長、私いろいろ考え方あるんですけれども、来年度予算編成の中でね、5番目に指摘をしてきましたけれども、社会保障の問題ね、介護保険というのは社会保障の問題。あるいは、学校の問題、教育の問題ですね。あるいは農業の問題、そういう分野での問題。だから国が果たせる役割、あると思うんですね、それぞれ。一地方自治体で解決される問題でないの、この問題は。ですから、私はこの改正のたびに口を酸っぱく当局に対していろいろ質問しているわけですよ。いわゆる負担増にならないようにということで。例えば、市長も御承知のように、昨日厚労省の介護保険の施設の会議があったそうです。この中で出てきた問題は、いわゆる特に老健施設の場合、特老でなくて老健施設の場合、いわゆる多床室、相部屋ですね、この相部屋を全額負担になると、こういう議論をされたということですね。いろいろ各種団体からそういうのは駄目ですよと、反対の声もあったそうですけれども、まだ審議中でありますから決定はしていないんですが、そういう状況が多々あるわけですよ。どこからどういうふうに負担増にするのかと。やはり関係者というか、いわゆる厚労省の事務方では、いろいろ机上の上で計算して、どこからどういうふうにするのかということ専門に考えている人もいると思うんですね。だからこういう末端の方々からそういう相部屋代を全額負担すると、こういうことまで考えているんだね、今。私もたまげたんですけれども。やはり私はなぜそうなっているのか、国が責任持ってやるべき仕事であってこれはね。そう思いませんか市長。私は思うんですが、どうですか。

○議長 市長。

○市長 相部屋代を全額利用者の負担にすると

いうよりは、まだ、やはり所得がある方に負担  
いただいてというほうが、まだしも理解できる  
というふうに思います。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 金ある人は個人の部屋に移る  
のよ、いわゆる相部屋でなくて。4人も、多く  
なると6人もいるわけだ。そうでなくて、金あ  
る人は個室に移るわけよ。何ぼでも出すわけで、  
それは結構ですと。だけど相部屋だと、こうい  
うのは普通ありえるのかなと。認識の違いはあ  
るでしょうけれども、私はいかがなものかと、  
このように思う一人であります。時間もないん  
で、いずれまたこの問題について議論したいと  
思うんですけれども。これまだまだあるんです  
よ、介護保険問題について。ただ時間がないか  
ら、来年度の問題ですけれども、市長はさっき  
の答弁の中で、少子化の問題とかいろいろあり  
ました。

少子化は、避けて通れない問題だと思います  
ね。今回の一般質問でもいろいろ出されました  
けれども。私、ちょうど今から三十何年前です  
か、当時竹下内閣の地方創生、当時大竹市長さ  
んですけれども、あの人5万人都市構想を打っ  
たわけだ。殿岡議員がいろいろかまあず言うん  
ですけれども。私は認識として全く違うんです  
けれども、5万人都市構想なんてなるわけねえ  
というの。昭和22年の4万6,000人を境に、ピー  
クにして、戦後どんどん生まれたわけですか  
ら。昭和22年の4万6,000人をピークにして、  
どんどん人口減少が始まったわけですね。だか  
ら介護保険の20年前だって、課長も知っている  
と思うんですけれども、当時3万6,000人くら  
いいやったと思う。ずっと下がってきて今3万  
人切っているわけでしょう。ですから、人口減  
少は南陽市一地方自治体で解決される問題でね  
えのよ。市長だってそういうふうに思っている  
わけでしょ。だからその後大竹さんが何て言っ  
たかという、さっき市長も言ったように交流

人口だと言ったわけだ。交流人口、5万人の交  
流人口だと言ったわけよ。なるわけなかんべっ  
て。俺、本当に本気になって答弁しているのか  
など不思議に思った、当時。ですから、年々  
年々少子化がどんどんなってきた、つまり町や  
村が最後にはなくなると、こういう事態も全国  
各地にこれから出てくるのではないかなと。そ  
のことによって平成の大合併が始まったわけ  
ですけれども、置賜もいずれそういう状況にな  
るのではないかという心配をしている一人であ  
ります。

いずれにしても、これからの課題は、交流人  
口も大事ですけれども、やはり食い止める、そ  
ういう施策を講じない限り、私は駄目なかな  
とこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 少子化、人口減少対策は、私当選さ  
せていただいたときから最重要課題に位置づけ  
ているところであります。

しかしながら、議員おっしゃるように一自治  
体では解決できないのも事実ではありますが、  
国全体として少子化を克服していくに当たっ  
ては、1,741ある自治体のそれぞれの努力がき  
つかけとなって、その方向に、反転に向かわ  
せていくという意志が大事だというふうに思  
っておりますので、南陽市もそのきっかけの一  
つとなるように、様々な努力をしてまいりた  
いと思っております。

○議長 佐藤明議員。

○佐藤 明議員 予算編成は、非常に重要な、  
南陽市の1年間を決める非常に大事な予算編  
成だと思います。それで、恐らく今各課でそ  
れぞれ持ち寄って、正月すぎあたりに市長査  
定して、最終的に決定されると思うんです  
が、南陽市の予算は、来年度は恐らく、さ  
っき市長がおっしゃったように今年度より  
増えると、こういう状況があるのかなと私  
思っているんですけれども。今、査定とい  
うか、そういう状況でありますか

ら、恐らくこれからさらに議論を重ねて市民のための予算編成をぜひやっていただきたいもんだなど、そのことを重ねて要望しておきます。

以上です。

○議長 以上で16番佐藤明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

#### 高岡亮一議員質問

○議長 次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 22年ぶりに議会に戻ってから、早いものでもう3年8か月が過ぎます。新型コロナを2類相当から5類に引き下げる意見書提出請願で走り回った令和3年9月議会を除いてずっと一般質問させていただきました。振り返れば、いつも新型コロナとワクチン接種に振り回されてきました。4年の任期、今議会と3月議会を残すだけとなった今、後々高岡といえばコロナとワクチンと言われたくないので、今回は自分にとって一番大事な問題を取り上げさせていただきます。

3年前、最初の年の9月議会、1995年から2015年まで20年間の世界各国名目GDP成長率ランキンググラフをお示ししたことがありました。日本が世界唯一のマイナス成長で、断トツ最下位になっているグラフです。このグラフを御覧になって、市長の感想として、「これはどの程度信用性がおけるものかというのが、私の素直な気持ちでございます」との率直なお答えをいただきました。あれから3年たった今、あのグラフはすっかり世の中に広まって、先ほど佐藤明議員も取り上げられましたように、日本

経済30年の停滞としていろいろな場で問題にされるようになっていきます。

そこで、改めて生活実感というレベルでこの30年を振り返ってみました。すると、この間暮らしが大変になったかと言えば、必ずしもそうは言えない。むしろ楽になったとも言えるのではないかと。3年前、市長が「このグラフは信用ならない」と思われたのも最もなことだったという気がするのです。

そこで、その辺について探ってみます。5年前発表された野村総合研究所の調査結果を見つけました。それによると、「日本のGDP（国内総生産）が増えていない一方、日本人の生活満足度が向上している。GDPだけでは、消費者の生活実感を捉えることはできない。GDP以外の要素として『消費者余剰』を考えねばならない」と言っています。私も初めて聞いた言葉でしたが、「消費者余剰」とは、「消費者が払ってもよいと考える値段と実際に払った値段の差」、つまり「物やサービスが思ったより安く手に入る」ということで、30年間の技術の進歩、とりわけデジタル化の進展がそのことを可能にしているというのです。「2013年から2016年の実質GDPの成長率は平均0.7%だが、それに消費者余剰を加えると、3.8%になる」、「2020年までの4年間で消費者余剰分は2割以上増えた」との試算が出ていました。我々染物の世界にも言えますが、印刷製本などもかつては考えられないほど安価に手軽にできるようになっています。価格だけでなく品質の向上も著しい。それ以外でも30年前のトイレと比べた今のトイレの快適さについても言えることです。我々日本人にとって当たり前の温水洗浄便座は、水の問題などから日本以外ではなかなか普及しにくいのだそうです。日本人であることのありがたさを改めて思います。

さらに令和2年春からのコロナ禍は、在宅勤務の常態化が、世の中のデジタル化に拍車をか

けることとなります。三菱UFJリサーチ&コンサルティングが在宅勤務者を対象にした調査によると、新型コロナ以降、家事・育児時間は男性1人当たり月約42時間、女性は約52時間増えたそうです。デジタル化によって仕事が効率的になって家事・育児に費やす時間が増えたのです。その分は国民総生産には含まれません。そういう面からも、GDPの数値だけでは測れない分で生活実感が自由で豊かになった、楽になったとも言えるわけです。3年前、日本経済停滞のグラフを見た市長が「信用できない」と言われたのもうなずけると、今更ながら思ったところですよ。

恐らく日本は、生活レベルに限って言えば、30年前の時点で基本的に達成すべきところに達成していたと言えるのではないかと思います。もうどうしても必要とされる基本的な需要は目いっぱい経済の成長は望めない。それを補うには、酒やビールのメーカーが次々新趣向の銘柄を打ち出すようなことで差別化を図り、目新しさで勝負するしかない。しかし違いが分かる消費者などはそうそういるものではない。決め手は宣伝一つ。そんな中で日本語では「クソどうでもいい仕事」と訳されている「ブルシット・ジョブ」、本来なくてもいい仕事だけがが増えてしまう世の中になってしまっている、そんな面も否定できないのではないのでしょうか。

では、一体今のこの世の中はこれからどうなるのか。

ジェレミー・リフキンという文明批評家の『限界費用ゼロ社会』という本がロングセラーになっております。ソフトウェアの開発が初期投資を回収すれば、全くコストゼロで流通可能となるように、AIインフラが行き渡るにつれ、労働力をほとんど必要としないで、必要最小限の材料で物が生産されていく。AIの進展によって物やサービスの値段は限りなくゼロに近づいていき、カネ基準、経済基準の資本主義は衰

退を免れない。リフキンは、「これからの世の中は、カネ本位の資本主義社会から、共感に満ちた関わり本位の『社会関係資本主義』に変わっていく」と言います。「共感し合える人間関係」こそが資本の世の中になるというのです。

富の偏りをならせば、人類が生きていける生産能力は十分達成している。これからは一人一人にとって何が幸せかを大事にしていけばいい。リフキンは、「最高に幸せな瞬間とは常に、最も大きな共感を覚える瞬間にほかならない」として、まずは身近なところから共感の輪を広げていくことの大切さを説いています。

さて、そうだとすると、政治、行政の場で、カネでない何を基準にすればいいのか。そこで思い至ったのが、共感の土台となる”愛郷心”でした。そう思ったとき、これまで聞き慣れたはずの”愛郷心”という言葉がにわかに新鮮に思え出したのです。

今回の質問、「日本経済30年の停滞をどう考えるか」から出発し、これまでになく難産でしたが、たどり着いたところは、私にとっては一番大事なところですよ。その視点に立って質問いたします。

1、南陽市政において、”愛郷心”についてどう考えられているか。

2つ、南陽市の教育において、”愛郷心”についてどう考えられているか。

続いて大きな2番目の質問です。

やはり、またコロナを心配しなければなりません。

南陽市のホームページからコロナ感染者数もワクチン接種者数もいつの間にか消えています。しかし問題が終わったわけではありません。問題はまだまだこれからと考えます。そこで改めてお尋ねします。

(1) 本市における新型コロナ感染の実態は。その1、新型コロナ感染者の総数。

2、重症者数。

3、死者数。

についてお答えください。

2番目、本市におけるワクチン接種の現状について。

その1、今年9月以降の接種者数及び9月20日以降の接種者数及びそのうちの7回目接種者数。

2、小児及び乳幼児の新型コロナワクチン接種者数と接種率。

3、これまで廃棄したワクチンの総数及び現在の在庫とその使用期限。

3番、本市におけるワクチン接種による副反応の実態についてお聞かせください。

その1、本市における、厚労省に届けられた本市のワクチン接種副反応の数的把握（新型コロナワクチン接種後健康被害及び死亡報告数、補償認定対象者総数及び死亡者数）もしくは山形県における、ワクチン接種副反応の数的把握。

2、厚労省届出以外の市で把握している副反応についての実態把握。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、教育における愛郷心についての御質問につきましては、教育長から答弁いたさせますので御了承願います。

初めに、“愛郷心”の涵養を行政、教育の柱にの1点目、南陽市政においての“愛郷心”についてでございますが、「愛郷心」とは、生まれ故郷を愛する心と理解しております。なお、市では令和5年4月に南陽市教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を策定し、「たくましい心と身体を鍛え、愛郷心を育む環境づくり」を、大綱が目指す4つの方向性の一つとし

て掲げております。南陽みらい議会や南陽高校市役所部の活動もその趣旨に沿って行っており、それらの活動の充実を図り、教育委員会が掲げている地域総合型教育の推進を支えてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナ総括の御質問の1点目、本市における新型コロナ感染者の総数、重症者数、死者数についてでございますが、市の数字は持ち合わせておりません。

参考までに、令和5年5月9日発表された5月8日までの国内の累計感染者数は3,380万3,572人、死亡者数は7万4,694人、山形県の累計感染者数は23万1,254人、死亡者数は370人となっております。

次に、本市におけるワクチン接種の現状につきまして、令和5年11月15日時点で申し上げます。

1点目の今年9月以降の接種者数及びそのうちの7回目接種者数についてでございますが、9月20日から開始された令和5年秋開始接種でワクチンを接種された方は6,080人、うち7回目接種者は3,324人となっております。

次に、2点目、5歳以上11歳以下の小児及び生後6か月から4歳の乳幼児の新型コロナワクチン接種者数と接種率についてですが、小児用ワクチンを接種された方は968人、接種率は53%。同じく乳幼児の接種者は83人、接種率は8.5%でございます。

次に、3点目、これまで廃棄したワクチン総数及び現在の在庫とその使用期限についてでございますが、廃棄したワクチン総数は2,106本、回数、人数分にとすると約1万6,481人分でございます。

現在の在庫は、11月末時点で、12歳以上の方に使用するワクチンが432回分、小児用ワクチンが60回分、乳幼児用ワクチンが70回分。使用期限は、一番短いもので令和6年6月28日、長いもので令和7年2月28日でございます。

次に、本市におけるワクチン接種による副反応の実態でございますが、2点目の厚労省届出以外の副反応についての実態も含め、人数などの把握はしておりませんが、発熱や接種部分の痛み等の副反応があったことはお聞きしております。ということにつきましては、従来と変わりません。

これまで集団接種会場内で御気分が悪くなられ、救護室を利用された方は55人いらっしゃいましたが、全ての方が短時間で回復されております。ということも従来と同じでございます。

なお、山形県がこれまで厚労省に報告した副反応の疑い報告につきましては、山形県に聞き取りを行ったところ、11月29日時点で266件となっております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 5番高岡亮一議員の御質問の“愛郷心”の涵養を行政の柱にの2点目、南陽市の教育における“愛郷心”についての考えについて、お答え申し上げます。

南陽市教育委員会では、地域総合型教育を中核とした第六次南陽市教育振興計画を策定し、実践しております。地域総合型教育は、地域の教育機関や団体、あるいは、個人の持つ教育機能を連携・連動・一体化を図り成果を高めていく、手法と理念を兼ね備えた実践型の教育です。

子供たちは、多くの市民の方々との関わりの中で、社会性や規範意識等を身につけ、地域の一員、社会の一員としての自覚を高めながら成長を遂げています。同時に、子供たちの学びが地域の中に組み込まれることで、歯車が動き出し、そこで生活する人々のつながりが増したり、各種団体の学び・活動が充実したり、地域の活性化や文化の継承・充実等まちづくりの起点の一つとなっております。

このように、地域総合型教育の充実は、生涯

にわたる学びの中で、子供たち、ひいては市民の愛郷心の醸成につながるものと捉えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 どうもありがとうございます。

愛郷心について今、型とおりの御答弁、市長と教育長からいただいたわけですがけれども。私このたび、先ほど申し上げましたように、愛郷心という言葉はいろいろな形で今後、内容を盛り込んでいくに値する言葉だなと私なりに思ったんです。今までの世の中で基準になる、世の中というか政治、行政で我々取り組むべき一つの課題としては、やはり経済的な豊かさ、あるいは経済的な便利さ、そういったことを通して住民の福祉を図っていくということが大事だと思っていたわけですがけれども、それとは違うもう一つの柱として愛郷心というのがこれからの柱になり得るのではないかと、そんなところに私なりのさっきの思考のプロセスを経てたどり着いた。最初、愛郷心というのは全然考えていなかったのに、そこにたどり着いたということで、非常に新鮮な思いで私にとっての愛郷心というのはどうなんだろうかということ、それからいろいろこの質問の通告出してから思いを巡らしたしたところなんですけれども。市長自身、誰でもこの愛郷心というのは、自分の中に、掘り出せばそれなりに見つけることができるものだと思うんです。それで市長自身、愛郷心という言葉でどんなふうな市長なりの思いを思い浮かべるか。さらに教育長御自身、愛郷心と言ったときにどんなふうな自分の中の思いを引き出すことができるか、個人的な、行政のあれでなくて、個人的なレベルでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 愛郷心、ふるさとを愛する心でありま  
すけれども、人間が形成されていく上で、最も  
土台になる根本的なものの一つというふうに捉  
えております。人間誰しも一人で生きていくこ  
とはできないので、人間として生きていく上  
での最小単位が日本のこの社会においては、い  
わゆる家族というふうに言われておりますが、  
その家族と愛郷心というのは重なるところが非  
常に大きい。したがって、幸せに生きていくた  
めの土台、大きな土台の一つというふうに捉え  
ております。もし、愛郷心がなければ、非常に  
すさんだ精神状態になっていくのではないかな  
というふうに思っています。

私自身を振り返っても、やはり幼少期の思い  
出、ふるさとにまつわる思い出というものがあ  
ってこそ、今こうして仕事をさせていただいて  
いるわけで、そういった愛郷心の涵養というの  
は議員がおっしゃるように大変重要なものと思  
えていろいろな施策を講じているところでござ  
います。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたしま  
す。

大変抽象的な言葉になろうかとは思いますが  
けれども、やはり自分の存在を確かめながら、あ  
るいは、市長がおっしゃったように家族の中  
での存在を確かめる。そのために地域があるとい  
うようなことも踏まえた大変大切な心になるの  
かなというふうに思っております。

人を愛する、人を理解する、自分を愛する、  
自分を理解する、そのためにも地域があってそ  
の中で自分が支えられている。あるいは地域に  
感謝する。そんな心が愛郷心なのかなというふ  
うに思っているところでございます。

○議長 高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 突然の質問にお答えいただき  
まして、お二方ありがとうございます。

愛郷心、今お二人にお聞きしましたように、  
やはり基本的なところで、愛郷心というのはあ  
って、その地域に住む人のお互いの気持ちの共  
感、そういったことも可能になるというような、  
そういった独特な、その中にいなければ分から  
ない共感の世界というのは、その愛郷心にはあ  
るように思います。それで、私がいろいろ思っ  
て一つたどり着いたのが神社だったんです。一  
つの愛郷心のよりどころとして、宮内だったら  
おくまんさまということになるのですけれども。  
赤湯だったらおはちまんさまになるのか。おく  
まんさまが北条33か村の神様ということにな  
れば、赤湯もみんな南陽市一体含まれるとい  
うことになるんですけれども。ひとつやはり神社  
というのは、産土の神様として存在する。産土  
というのは、生まれた土地というか、その土地を  
守っていただいているのがそれぞれの神社、神様。  
これが日本にあるということが、どの地域にも  
それぞれの産土の神様があるという、これすご  
いことなんだなということを改めて今回私なりに  
思ったわけです。

そこから見ると、今問題になっているイスラ  
エル、ああいったところは結局、そもそもユダ  
ヤの人たちというのが自分の住む土地を持たな  
い人が世界中に散らばって、その人たちが何と  
か土地を欲しいということでパレスチナにイス  
ラエルという国をつくった。それが今もってこ  
ういった形で世の中ごたごたしている。そう  
いう中で、日本人というのは、非常に、みんな  
それぞれの産土の神様に守られているというこ  
とを本当にありがたいことだなど、そんなふう  
なことを思ったわけです。神様というのを行政  
の場で持ち出すと政教分離だなんだというこ  
を言い出されかねないんですけれども、やはり  
日本の神様というのは、神道というのは本来、  
宗教とは違ってあくまでも生活に密着した習俗  
というかそういったところで、政教分離で何だ  
かんだ言われる筋合いのものではないと私なりに

思っているもので、今回改めてその神社のありがたさについて私なりに思ったんですが、その辺、市長御自身、教育長どのようにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。すみません。お願いします。

○議長 市長。

○市長 憲法によって、その政教分離の規定があるという現行憲法の制約の中でお答えするのはなかなか難しいわけですが、個人的にと、お断りした上で申し上げれば、やはり年の初めには初詣に参りますし、子供が大きくなれば七五三のお参りをする。日本人にとっては空気や水、水が貴重な国も諸外国は、それこそ水が非常に貴重なものでありますが、日本人にとっての空気や水と同じように、いわゆる宗教というものではなくて、やはり自然に根づいている、自然に感謝する、おのずから根づいている自然に感謝する心の現れや生活習慣がそういった施設という形を取っているのかなというふうに思っております。あまり今の憲法で規定されているような厳密な分け方というのは、この生活と政治や行政が関わっていることを考えると、やはりその国その国によってあるべき姿というのは違うんだろうなというふうに思います。というところで留めておきます。

○議長 教育長。

○教育長 御質問にお答えいたします。

基本的に何を信ずるか、宗教の中でも様々な宗派があるわけですが、それは個人の自由の選択なのかなというふうに捉えております。無宗教という方もいらっしゃるかもしれませんが、それはそれで尊重すべきものなのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長 高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 突然の質問にお二人にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

市長自身言われましたように、自然というかそういったところで、ある一つの神がいるというのは、自然の中に溶け込んであるということ、これ日本として非常に大事なところで、それひとつ愛郷心というものを考えていくときにその辺がひとつ大事な柱というか、考えていく。だから愛郷心というのは、ただ抽象的なものでなくて一つに日本の場合は一つのよりどころとしての神社というものがあるということが非常に愛郷心というものを考えていく上で大事なことなんだなと。政教分離でどうだこうだとなると、またややこしくなるんですけども、もっと自然な感覚で愛郷心というものを考えていけば、ひとつこれから銭金で計れるような世の中ではどんどんなくなってくる、恐らく。恐らくというか間違いなく。そう言った中で、改めて愛郷心というものをひとつ政治行政を考える上で、大事なものとして考えていきたいなど。そういったところに、私も出発点でここにたどり着いた、そういったところなんで、今後、私もいつまで生きられるか分からないけれども、どういう形で私の中で発展していくか分からないですけども、今回何とか一つの問題提起として今回この愛郷心という言葉、これからの一つのゼニカネ基準、豊かさ、便利さ、その基準とはまた別なところでの一つの行政の政治を考える上での基準として愛郷心を掲示しておきたいということの問題提起としておきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

続いて、コロナワクチンの問題ですけども、今回ちょっと非常にいろいろ調べる中で、何か情報が隠蔽されている傾向があるんじゃないかなということ、非常に危惧しています。この最近の数字が出てこなかった。ワクチン接種後の死亡者、それから副反応、健康被害の報告の数字、これ最近の数字が出てこなかったんです。ネットで、今までだったら、前回の9月議会的时候には出てきたんです。

厚労省に報告されているワクチン接種後の死亡者、これ2,076人。副反応の健康被害の報告というのが3万6,457人という数字、これすぐ出てきたんですネットで。画像検索でこの表が出たんですけれども、今回その最近の表を探ることができなかった。一番近いので、去年の2022年の7月の表が一番、表というかこういう表なんですけれども、これが最近の表。どうも嫌な感じ私なりに受けたんですけれども。そういったことを前置きしまして、これは健康被害、厚労省のほうに医療機関等から厚労省にあった数字です、今言った数字は。死亡者2,076人、この死亡報告2,076人のうちどれだけ認定されたかという、ごくごく僅かなんです。その一方、実際に予防接種健康被害救済制度認定されたのが、11月29日の結果が出ておりました。それによりますと5,357件です。認定された分が、何らかの形で国からの救済措置補償が得られた。この死亡者が377人になっていました。これ11月29日の厚労省の発表です。377人の方々は、4,400万円だったかな、1人当たり、死亡一時金と葬祭料として。それだけの金額が支給されることなんですけれども。

先ほど山形県の報告が、さっき266件という数字言っていたいたんですが、これは厚労省に医療機関からあったほうの数字か、それとも認定なったほうの数字かどっちだったですかね。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

こちらのお答え申し上げた数字につきまして、県のほうからの聞き取りということで、具体的にどちらということでは聞いてはございませんでした。

実際、山形県のほうで押さえている11月29日時点で押さえている件数が、厚生労働省に報告しているのが266件だったということの結果で

ございます。

以上です。

○議長 市長。

○市長 ただいまの課長答弁補足させていただきますけれども、これらの数字については、あくまでも副反応疑いでございまして、副反応ではない、ということは御留意いただきたいと思えます。それとワクチン接種後の死亡ということで様々な補償が行われているものについては、ワクチンを起因として、ワクチンが原因として死亡したという認定ではなく、ワクチンとの因果関係がないと否定できないということでありまして、ワクチンによって死亡とは異なるということについての認定だということはずい御留意いただきたいと思えます。

○議長 高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 さっきの260何件というのは、先ほど私の言った数字で言えば3万6,457人のうちの267人というふうなことと解釈できるなと思った次第です。それから今市長言われた、因果関係としては言えないけれども、ただワクチンが原因、実際に金が支払われているわけなんで、これは微妙な言い方なわけなんですけれども、今後その辺はいろいろな形で明らかになっていくと思えますけれども、市長の言われたことを理解しておきます。

恐ろしいのが、先ほど予防接種健康被害救済制度認定されたのが11月29日まで5,357件。これ、コロナワクチンについての副反応というか健康被害認定が5,377件。これまでもずっといろいろなワクチンあったわけなんですけれども、その合計が、45年間の全ワクチンの健康被害認定が3,522件だけなんです。それが5,357件。ちなみに私9月議会のときに把握した数字が3,522件。これが3か月の間に5,357件に増えている。さらに死者数で言いますと、死者の認定で言いますと210件が今回私把握した数字では377件ということで167件増えてるわけですね。そうい

ったふうなことで、今後どういうふうなことになるのか、私なりに非常に心配しているところです。

昨日、高橋一郎議員の質問で、南陽市出生数、この数字、2018年から今年の10月までの出生数の減少ぶりにちょっとこれはただごとではないなと思ったわけです。ちょっと今数字が手元にないんですけども、確か2018年が260何人の出生数が、去年2022年が142人。今年10月までが70人。これを今年1年と換算しますと120人になるね。ちょっと数字、頭の中だけなのであれなんですけれども、2018年に比べてほとんど半分近く、半分ぐらいになっているんじゃないかということで、これはちょっとただごとでない数字だなということ昨日思ったんですけども。市長、そこをどのように、市長自身何とか子供をたくさん産むようにという政策取ってこられたんですけども、にもかかわらずこういった数字になっているということ。これワクチンと関係ないと思いたいんですけども、その辺市長どのようにこの数字昨日語らいながら思われたか。

○議長 高岡議員、通告外ですので。

話を変わってください。

○高岡亮一議員 いや、ワクチンと関連づけたくないんですけども、出生数が減っているというのは世界的な傾向なんです。

ワクチンと関連づけたくなくて、たまたま昨日その数字が出たので、市長にお聞きしたかったので。通告外と言われるなら、ワクチンに関連させて質問させていただきます。お願いします。

○議長 どういうふうに、ワクチンの関連とどういうふうに関連するんですか。

○高岡亮一議員 世界的な傾向として出生数が、ここワクチン接種が始まって以降減っているというようなデータがあるんです。それに関連して、私昨日数字を聞いて考えてそれを思ってし

まったんで、そのことを。市長自身、昨日の数字、私も非常にショックだったんで、その辺市長どうお考えになったか、そこをお聞きしたいのでお願いします。

○議長 市長。

○市長 慎重に答弁申し上げます。

まず、ワクチン接種後の副反応や様々なものに基づいた救済制度を受けておられる方が、このコロナ禍の間、非常に増えているということについては、100年に一度規模のパンデミックが起きている状況と、それがなかったこの100年間を同じように比較することはできませんので、パンデミックが全世界的に起こっていたという状況をよく考える必要があるということをもまず申し上げます。

そして、出生数については、ワクチン接種とは何ら関係がないものと認識しております。

団塊の世代のベビーブームがあって、そこから合計特殊出生率がどんどん下がってきて、お子さんがお生まれになる、その元になる女性がいなければ、当然その子供さんは生まれることができませんので、その出産が可能な女性の数がずっとこの戦後の間、減ってきている。そのことが今の出生数の減少に何十年にもわたってつながっている。ということだと認識しております。

○議長 高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 いろいろ市長なりに考えておられるようですけども、南陽市においてその出生数が非常に激減している実態、先ほど言いましたように別にワクチンに関連づけようとは思いません。思っていないんですけども、非常にこれどのようにこれからなっていくのかということ私なりに非常に危惧しているということをお言います。それから、市長はあくまでもワクチンといろいろな先ほどの私が上げた数字とは関係ないということをどこまでも頑張ろうというお気持ちのようですけども、私

なりに非常に懸念しておりまして、再質問の冒頭で申し上げましたように、非常に究明することへの警戒感というかタブー視するというか、そういった動きが私なりに今回いろいろ調べる中で痛切に感じたところなんです。何とかこれを打破しないと日本にとっても自由で物の言える世の中、それがだんだんと狭まっていく、そういったふうなところで思っていますんで、何とかこれを打開していかなければならない。いろいろな世界中あちこちで戦火が交えられて不穏な中で、日本が再びあのようなばかなことを繰り返して無駄な命をなくしてしまうようなことが、絶対あってはならないと、私議員としている限りは、必死でそれには食い止めるべく頑張っていかなければならないと思っていますところですので、そんなことの思いも含めて言わせていただきますと、非常に大変な苦しいものの言いにくい世の中になってきそうだと、もうなっている現状なんですけれども、こう言った中で行政の立場としては、逆らい切れないというところもあるかと思えますけれども、本当に日本のこれから心配しながら何とか生き抜いていきたいと私も思っていますんで、どうか市長その辺も御理解いただいてよろしく願いまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長　以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。ご苦勞さまでした。

以上をもちまして、通告されました5名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦勞さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の勞をねぎらい、今後の市政運営に活かされることを期待しております。

~~~~~

散　　会

○議長　本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。
傍聴席の方もお願いいたします。
どうも御苦勞さまでした。

午前11時56分　散　　会

令和5年12月21日（木曜日）

本 会 議

令和5年12月21日（木）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和5年12月21日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(総務常任委員長報告)

日程第 1 議第 58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 2 議第 59号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第 60号 南陽市立沖郷第二学童保育施設の指定管理者の指定について

日程第 4 議第 61号 南陽市総合公園の指定管理者の指定について

日程第 5 議第 62号 中央花公園の指定管理者の指定について

日程第 6 議第 63号 向山公園の指定管理者の指定について

日程第 7 議第 64号 南陽市赤湯市民体育館の指定管理者の指定について

日程第 8 議第 65号 南陽市武道館の指定管理者の指定について

日程第 9 議第 66号 南陽市沖郷体育館の指定管理者の指定について

日程第 10 議第 67号 南陽市民プールの指定管理者の指定について

日程第 11 議第 68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定について

日程第 12 請願第2号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出について

(予算特別委員長報告)

日程第 13 議第 51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算（第8号）

日程第 14 議第 52号 令和 5 年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 議第 53号 令和 5 年度南陽市財産区特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議第 54号 令和 5 年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（議会機能等検討特別委員長報告）

日程第 17 議会機能等検討特別委員会報告

（追加議案）

日程第 18 議第 70号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 19 議第 71号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議第 69号 令和 5 年度南陽市一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 21 発議第 5 号 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 発議第 6 号 南陽市議会議員政治倫理条例の設定について

日程第 23 発議第 7 号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
板 垣 幸 広	税 務 課 長	高 野 祐 次	総合防災課長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	寒河江 英 明	農 林 課 長
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	嶋 貫 幹 子	観 光 振 興 主 幹
川 合 俊 一	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
高 橋 宏 治	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
鈴 木 博 明	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 長
矢 澤 文 明	監 査 委 員 事 務 局 長	山 内 美 穂	事 務 局 長
			農 業 委 員 会 長
			事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
小 阪 郁 子	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

**開 議**

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、青木 勲代表監査委員が都合により欠席の旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

12月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案及び請願の審査の結果についてありますが、各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、報告1件については、議会機能等検討特別委員長より報告を行っていただくことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上

げます。

追加議案は、条例案2件、補正予算案1件、発議案3件の計6件であります。条例案2件については一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

補正予算案1件については、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案3件については、1件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程でありますがお手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げ報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

**日程第1 議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長 日程第1 議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案3件のうち、議第58号について、日程に従い、去る12月8日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定について、当局から、温泉受給者である内湯旅館営業者旅館歌丸から、旅館業の廃業に伴い、令和5年8月23日に温泉受給廃止届出書が提出されたため、温泉受給者から「旅館 歌丸」の項を削除するものとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第58号 南陽市赤湯財産区温泉条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第58号は総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

（文教厚生常任委員長報告）

日程第 2 議第59号から

日程第12 請願第2号まで計11件

○議長 日程第2 議第59号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12 請願第2号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出についてまでの議案10件及び請願1件を議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案10件及び請願1件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 片平志朗議員。

〔文教厚生常任委員長 片平志朗議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案10件及び請願1件について、日程に従い、去る12月11日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第59号 南陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国が定める幼稚園、保育園、認定こども園等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、この基準に即して制定することとされている本市条例についても所要の改正を行うものであります。

当局より、改正の内容は、引用する法令の項番号の移動を条例に反映させること、規定文の適正化と追加、字句の修正であり、制度内容の変更を伴う改正でないことの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議

なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第60号 南陽市立沖郷第二学童保育施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、令和6年度から令和8年度の南陽市立沖郷第二学童保育施設の指定管理者を社会福祉法人双葉会に引き続き指定するものであります。

当局より、社会福祉法人双葉会は、長年にわたる社会福祉事業者としての実績と経験に基づき、今後とも安心して健全な学童保育施設の運営が期待できることから、公募によらず選定されたとの説明を受けました。

また、今後も指定管理料を設定せず、利用者からの利用料と国県補助と合わせて交付する市の補助金で運営する予定であるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第61号から議第68号までの8議案について申し上げます。

議第61号から議第68号までの8議案は、関連がありますので一括して審査を行いました。

初めに、議第61号から議第67号までの7議案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、令和6年度から令和8年度の南陽市総合公園、中央花公園、向山公園、南陽市赤湯市民体育館、南陽市武道館、南陽市沖郷体育館、南陽市民プールの7施設の指定管理者をいずれも一般社団法人南陽市スポーツ協会に引き続き指定するものであります。

当局より、これまでの実績を踏まえ、利用者のニーズに寄り添った市民密着型の管理運営により、一層の利便性と施設利用の向上が期待できることから、公募によらず選定したとの説明を受けました。

次に、議第68号 南陽市ライフル射撃場の指定管理者の指定についても、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、令和6年度から令和8年度の南陽市ライフル射撃場の指定管理者を山形県ライフル射撃協会に引き続き指定するものであります。

本施設が銃機器を取り扱う特殊な競技を行う施設であり、管理者には一定の条件が付されていることから、候補者の選定に当たっては、公募によらず選定したとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、8議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出についてを申し上げます。

本請願は、国が現行の健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、来年秋に現行の健康保険証を廃止するとしていることから、マイナンバーカード保険証を使用するに当たってトラブルのないシステムの構築と現行の保険証を廃止せず使用できるよう国に対し意見書の提出を求めるものであります。

当局から、参考意見として、現在トラブル解消に向け、国では約8,208万件のデータを総点検しているが、さらに丁寧な国民の理解促進の対応が期待されるとの説明を受けました。

委員からは、最近、医療機関の窓口でマイナンバーカード保険証の使用を積極的に促されることがない、まだ現行の保険証のほうが手続が早い、全国的にマイナンバーカード保険証を使用している割合がまだ低い中で現行の保険証を廃止するのは拙速ではないかなどの意見が出されました。

審査の結果、賛成多数により請願を願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。
ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結
いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がご
ざいませぬので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第59号 南陽市特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定についてから請願第2号 健康保険証を
廃止せず存続を求める意見書提出についてまで
の議案10件及び請願1件については、文教厚生
常任委員長の報告のとおり決するに御異議ござ
いませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第
59号から請願第2号までの議案10件及び請願1
件は文教厚生常任委員長報告のとおり決しまし
た。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第13 議第51号から

日程第16 議第54号まで計4件

○議長 日程第13 議第51号 令和5年度南陽  
市一般会計補正予算(第8号)から、日程第16  
議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計  
補正予算(第3号)までの補正予算議案4件を  
議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案  
4件について、予算特別委員長の報告を求めま  
す。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から予算特別委員会の御報告を申し上げま  
す。

本定例会において、当委員会に付託されまし  
た案件は、令和5年度各会計補正予算10件であ  
ります。

このうち、議第51号から議第54号までの補正  
予算4件について、去る12月14日に委員会を開  
催し、審査を行いました。

当委員会は議長を除く全員で構成されてお  
りますので、審査経過などは省略し、結果のみを  
報告させていただきます。

議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予  
算(第8号)

議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特  
別会計補正予算(第3号)

議第53号 令和5年度南陽財産区特別会計補  
正予算(第3号)

議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会  
計補正予算(第3号)

以上、補正予算4件は、いずれも原案のと  
おり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し質疑  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がご  
ざいませぬので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第51号 令和5年度南  
陽市一般会計補正予算(第8号)から議第54号  
令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算  
(第3号)までの補正予算議案4件については、  
予算特別委員長の報告のとおり決するに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第

51号から議第54号までの補正予算議案4件は、  
予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(議会機能等検討特別委員長報告)

日程第17 議会機能等検討特別委員会報告

○議長 日程第17 議会機能等検討特別委員会報告についてであります。

議会機能等検討特別委員会に付託されております諸調査事項について、特別委員長の報告を求めます。

委員長 高橋 篤議員。

[議会機能等検討特別委員長 高橋 篤議員 登壇]

○議会機能等検討特別委員長 私から、議会機能等検討特別委員会の経過と結果について報告いたします。

去る9月の定例会最終日におきまして、議員定数、議員報酬、政務活動費について中間報告を行い、引き続き議員定数条例の改正について可決をいただきました。

その後、当委員会では本日までの3か月の間に5回の委員会を開催し、常任委員会の構成及び議員の倫理強化について、集中的かつ慎重に検討を重ねてまいりました。

検討の経緯及び結果については、既に配布しております報告書のとおりでございますので、御高配のほどお願いいたします。

初めに、常任委員会の構成についてであります。

議員定数を17人から16人とすることに伴う常任委員会の構成について検討いたしました。

他自治体議会では、1人で複数の常任委員会に所属する例や、常任委員会の数を減らしている例もありますが、本市議会では、当面現状の3常任委員会を維持し、総務常任委員会5人、文教厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会5人の計16人とすることといたしました。

なお、本市議会では、委員会制を採用して議

会のチェック機能を働かせていることから、今後、議会機能の維持、強化を検討する際に、改めて議論が必要としたところであります。

次に、議員の倫理強化についてであります。

言うまでもなく、議員は市民の代表者としての自らの役割と責務を自覚し、市民の信頼に応えられるよう誠実に職務を遂行しなければならないものであります。

しかし、近年、議員のモラルが問われるような事案が全国的に報道され、本市議会としても基本的な事項を明文化し、議会機能のさらなる強化を図るべきとの結論となったものであります。

以上、検討項目ごとに当特別委員会の結論を申し上げましたが、8か月という短い期間での議論であり、現在の地方議会を取り巻く状況やアンケートの結果を見ても、まだまだ課題は残されております。

今後とも、議会の品格と議員の資質、モラルの向上のため、また、時代に合った議会運営のため、必要な場合は随時検討し、改革していく必要があると考えておりますので、議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長 議会機能等検討特別委員会の報告が終わりました。

報告でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

(追加議案)

**日程第18 議第70号及び**

**日程第19 議第71号の計2件**

○議長 日程第18 議第70号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第19 議第71号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定についての議案2件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第70号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第71号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第70号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市議会議員の報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第71号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減額するなどについて、所要の改正を図るため条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案2件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案2件について、総括して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

○議長　なお、議第70号及び議第71号の議案2件の審査は、この後の休憩中に総務常任委員会を開催し審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴にてお知らせいたします。

午前10時31分　休　憩

---

午前11時00分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第18　議第70号及び

日程第19　議第71号の計2件

○議長　ただいま議題となっております議第70号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第71号　南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　山口裕昭議員。

〔総務常任委員長　山口裕昭議員　登壇〕

○総務常任委員長　私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において当委員会に付託されました議案2件について、本会議休憩中に第2委員会室において関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第70号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市議会議員の議員報酬月額を改定するため条例の一部を改正するものであります。

当局より、県内自治体の議員報酬月額の状況や人口規模、現在の物価高騰などの経済状況や

平成9年以降改正されていない現状を考慮し、市議会議員の報酬月額を、議長については43万5,000円から45万5,000円に、副議長については38万5,000円から40万5,000円に、議員については36万円から38万円に、それぞれ2万円を増額するもので、令和6年4月1日から適用するとの説明を受けました。

委員からは、平成9年以来の改定ということだが、その間の職員の給与がどのように推移しているかとの質問があり、人事院勧告に基づき、随時、増減の改定を行っているとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第71号　南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額規定を定めるものであります。

当局より、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、こども・子育て支援の拡充策として、地方税法等を改正するもので、対象者は、令和5年11月1日以降に出産・出産予定の国民健康保険被保険者で、妊娠85日以上の出産が対象となり、死産、流産などの場合も含まれるとのこと。減額は国民健康保険税の所得割額及び均等割額から、出産予定月の前月から4か月相当分、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月相当分が減額になること。ただし、本条例の施行期日が令和6年1月1日となるため、令和5年12月以前の期間について減額の対象にはならないとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第

であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第70号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第71号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件について、総務常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第70号及び議第71号の議案2件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

## 日程第20 議第69号 令和5年度南陽市 一般会計補正予算(第9号)

○議長 日程第20 議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)の補正予算案1件につきまして、提案理由を申し

上げます。

補正の内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする物価高騰対策事業であります。高齢者及び障害者施設、保育施設への支援給付金、農業水利施設緊急支援事業費補助金、配合飼料高騰対策緊急支援事業費補助金、全市民応援クーポン事業費、道路貨物運送事業者等への経営支援給付金を追加するものであります。財源につきましては、国・県支出金、財政調整基金繰入金で措置いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議第69号の補正予算議案は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

○議長 それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時27分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第20 議第69号 令和5年度南陽市
一般会計補正予算(第9号)**

○議長 ただいま議題となっております議第69号の補正予算議案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 私から予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会最終日において当委員会に付託されました案件は、令和5年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し結果のみを御報告させていただきます。

議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りします。議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)については、予算特別委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第69号の補正予算議案は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第21 発議第5号 南陽市議会委員会  
条例の一部を改正する条例の  
制定について**

○議長 日程第21 発議第5号 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

14番高橋 篤議員。

[14番 高橋 篤議員 登壇]

○高橋 篤議員 私から、発議第5号 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

さきの9月定例会において、議会機能等検討特別委員会の審議結果に基づき南陽市議会議員定数条例の改正を行ったところでありますが、それを受け、先ほどの議会機能等検討特別委員会報告のとおり、産業建設常任委員会の委員定数を変更するため南陽市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

以上、御提案申し上げますので議員皆様の御

賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、  
提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題とな  
っております発議第5号は、会議規則第37条第  
3項の規定により委員会付託を省略いたしたい  
と思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議  
第5号は、委員会付託を省略することに決しま  
した。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結  
いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論  
を終結いたします。

お諮りいたします。発議第5号 南陽市議会  
委員会条例の一部を改正する条例の制定につい  
ては、原案のとおり決するに御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議  
第5号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第22 発議第6号 南陽市議会議員政 治倫理条例の設定について

○議長 次に、日程第22 発議第6号 南陽市
議会議員政治倫理条例の設定についてを議題と
いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

14番高橋 篤議員。

[14番 高橋 篤議員 登壇]

○高橋 篤議員 私から、発議第6号 南陽市
議会議員政治倫理条例の設定について提案理由
を申し上げます。

先ほどの議会機能等検討特別委員会報告のと
おり、議員の政治倫理に関する規律の基本とな
る事項を定め、市民の信頼に応えられる議会の
確立と議会機能の強化を図るため、新たに条例
を制定するものであります。

以上、御提案申し上げますので、議員皆様の
御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、
提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題とな
っております発議第6号は、会議規則第37条第
3項の規定により委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議
第6号は、委員会付託を省略することに決しま
した。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結
いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がございませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。発議第6号 南陽市議会
議員政治倫理条例の設定については原案のと
おり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議
第6号は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

**日程第23 発議第7号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について**

○議長 日程第23 発議第7号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

9番片平志朗議員。

〔9番 片平志朗議員 登壇〕

○片平志朗議員 私から、発議第7号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。

先ほど採択された請願の趣旨に基づき、国でマイナンバーカード保険証を推進するに当たりトラブルが起こらないシステムを構築すること、また、当面現行の保険証を廃止せず使用できるよう求める別紙意見書を国の関係機関に提出するものであります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号は、所管の文教厚生常任委員会全員の賛成を得て提案されたものであります。よって、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を結びたいと思います。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第7号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決いたしました。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市長挨拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、御可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の中で各議員からいただきました御提言等につきましては、可能なものからその実現に向け努力をしまっている所存でございます。

さて、早いもので今年も残すところあと僅かとなりました。今年を振り返りますと、新型コ

コロナウイルスが感染症法上の5類となり、コロナ禍の前のにぎわいが戻りつつあることが実感できる年となりました。

しかしながら、新型コロナウイルスは撲滅されたわけではなく、ここに来て全国的に増加に転じており、インフルエンザの感染も県内全域、そして全国的に警報が出るなど、感染症への警戒は依然として必要ですが、一方で、感染予防に留意しつつ、イベントや旅行、飲食の機会が増えており、開催中のラーメンカードラリーやこれから実施予定の全市民応援クーポン券の発行など、交流人口の拡大や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、市の初めての事業といたしましては、市民の運動機会の創出として「健康まちづくりプロジェクト」の実施や、無作為で抽出された市民による地域の課題の解決を議論する「自分ごと化会議」の開催、市内中学校と南陽高校生による「南陽みらい議会」の開設など、持続的な社会の発展に必要な人材育成事業を推進したところであります。今後とも市政発展と市民生活の向上に必要な事業を推進してまいりますので、来年も議員の皆様には御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本市において今年は大きな災害もなく、積雪も今のところ少ない年の瀬を迎えておりますが、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、時節柄、御自愛をいただきながら、各般にわたりさらなる御活躍を御祈念申し上げまして、12月定例会の閉会に臨み、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和5年南陽市議会

12月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時45分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美  
会議録署名議員 佐 藤 憲 一  
同 遠 藤 榮 吉

令和5年12月定例会  
11月30日(木曜日)

## 予算特別委員会

令和5年11月30日(木) 午前11時10分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員 (16名)

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司 | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭 | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一 | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄 | 委員 | 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 |
| 10番 | 梅 川 信 治 | 委員 | 11番 | 川 合 猛     | 委員 |
| 12番 | 高 橋 弘   | 委員 | 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |
| 14番 | 高 橋 篤   | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明   | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

|         |                        |           |                          |
|---------|------------------------|-----------|--------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                    | 大 沼 豊 広   | 副 市 長                    |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                | 嶋 貫 憲 仁   | みらい戦略課長                  |
| 佐 野 毅   | 情 報 デ ジ タ ル<br>推 進 主 幹 | 高 橋 直 昭   | 財 政 課 長                  |
| 板 垣 幸 広 | 税 務 課 長                | 高 野 祐 次   | 総 合 防 災 課 長              |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                | 尾 形 久 代   | 福 祉 課 長                  |
| 大 沼 清 隆 | す こ や か 子 育 て<br>課 長   | 寒 河 江 英 明 | 農 林 課 長                  |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長            | 嶋 貫 幹 子   | 観 光 振 興 主 幹              |
| 川 合 俊 一 | 建 設 課 長                | 佐 藤 和 宏   | 上 下 水 道 課 長              |
| 高 橋 宏 治 | 会 計 管 理 者              | 長 濱 洋 美   | 教 育 長                    |
| 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長                | 佐 野 浩 士   | 学 校 教 育 課 長              |
| 山 口 広 昭 | 社 会 教 育 課 長            | 土 屋 雄 治   | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 |
| 矢 澤 文 明 | 監 査 委 員 事 務 局 長        | 山 内 美 穂   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

本日の会議に付した事件

- 議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)
- 議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

~~~~~

開 会

- 委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は16名全員であります。
これより予算の審査に入ります。
本委員会に付託されました案件は、令和5年度補正予算10件であります。そのうち、本日の予算特別委員会では、令和5年度補正予算6件について審査を行います。

~~~~~

議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)

- 委員長 初めに、議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)について審査を行います。  
当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。  
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕
- 財政課長 〔令和5年12月定例会 予算に関

する説明書により 議第45号について説明] 省略別冊参照。

- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。  
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。  
これより質疑に入ります。  
補正予算書の予算に関する説明書により行います。  
歳入歳出全般及びその他・附属資料8ページから29ページまでについて質疑ございませんか。  
6番高橋一郎委員。
- 高橋一郎委員 13ページの支出の電力・ガス・食料品のいわゆる7万円の給付金についてお伺いしたいと思います。  
まず、該当者の把握方法、それから、世帯に7万円配ると思うんですが、その世帯数、それから通知方法、あとは給付金の支払い、口座だと思うんですが、その口座の情報について、どのように周知をしていくのか。最後に、支払いの時期についてお伺いしたいと思います。
- 委員長 尾形久代福祉課長。
- 福祉課長 それでは、お答え申し上げます。  
このたびの7万円の給付金の該当者の把握の方法でございますけれども、まず、住民税の非課税世帯というふうなことになっておりますので、そちらのほうの世帯を把握していくということになります。  
あと、世帯数ですけれども、こちらのほう約3,000世帯ということで、計上のほうお願いしているところでございます。  
あと、通知の方法でございますけれども、該当となると思われる世帯につきましては、支給要件確認書というものを発送いたしまして、その確認書を世帯主様より確認、記入していただいたものを市のほうに返送していただくというような手続で考えております。

支払いの方法につきましては、指定の口座への振込というふうなことで考えております。

あと、支払いの時期でございますけれども、このたびの事業の趣旨を踏まえまして、なるべく早く、速やかに支払いができるようにということで準備を進めてまいりますので、12月下旬から順次振込ができますように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

世帯数の把握、この給付については世帯に7万円というふうなことだと思うんですが、世帯数の把握について、まず全世帯数、今把握している世帯数というのは幾らあるのでしょうか。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

実は、この案件につきましては、昨日、国会のほうを通ったというふうなことで、こちらのほうへの情報の提供といいますのは、その時点までのものしかございません。詳細につきましては、これから国のほうから様々な通知が来るということで、それに基づいてこちらのほうは微調整をしていくというふうなことになります。

ですので、本日上程させていただいている約3,000世帯といいますのはおおよその概算というふうなことで計上したものでございますので、これから具体的な様々な条件が国のほうから示されて、それに基づいてそこから絞っていくというような形になりますので、3,000世帯より超えることはございませんけれども、今回の予算の計上は約3,000世帯ということで要求をしているものでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 該当世帯についてはそうだと思うんですが、そうじゃなくて、南陽市の全体の今現在把握している世帯数は幾らですか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

11月1日現在で、1万1,512世帯でございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうすると、大体4分の1以上の世帯が非課税世帯になっているというように思われます。ということは、いわゆる年金受給者なんかももちろん含まれていると思いますけれども、この数字を見て、直接この原案には関係ないかもしれませんが、市長、何かコメントあるでしょうか。非常に多いと思うんですけれども。

○委員長 白岩市長。

○市長 本市の高齢化率、たしか35%ほどだったと思いますけれども、それよりは若干少ない方が今回の対象になるということだと認識しています。

高齢化されている中でも現役で働いている方もおられれば、そうでない方もおられる、非課税世帯もおられるということで、この割合というのは、当面、高齢化社会の進展に伴って、徐々に、ややもう少し増加傾向にあるのかなという認識でおります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 じゃ、口座についてお伺いします。

指定する口座というのは、はがきに、先ほどは支給の確認書を送るというふうなことですが、その支給の確認書のほうには口座というのはあらかじめ印刷になっているというふうなことでしょうか。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

その確認書のほうには、既に3万円の給付を受けている方及びマイナンバーカードと口座の

番号がひもづけになっている方等について、こちらのほうで調べまして、分かる方については、事前に口座番号を打ち込んでおるものを通知するというような形になります。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 マイナンバーカードをひもづけるということで、これはマイナンバーカードの利点というのはそこにもあると思うので、ぜひお願いしたいというふうに思いますし、できるだけ早くというふうなことを言われましたけれども、本当にかなり首を長くして待っていると思いますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長 要望ですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第45号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長 次に、議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第46号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般及びその他・附属資料38ページから42ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第46号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)**

○委員長 次に、議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○**財政課長** [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第47号について説明] 省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。  
歳入歳出全般及びその他・附属資料50ページから54ページまでについて質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論の希望ありませんか。  
(「なし」の声あり)

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。  
お諮りいたします。議第47号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○**委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○**委員長** 次に、議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。
当局の説明を求めます。高橋財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第48号について説明] 省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。
歳入歳出全般及びその他・附属資料62ページから67ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第48号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** 御異議なしと認めます。
よって、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

○**委員長** 次に、議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤和宏上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○**上下水道課長** [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第49号について説明] 省略別冊参照

○**委員長** これより質疑に入ります。  
収益的収支及び資本的収支全般及びその他・附属資料4ページから13ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第49号 令和5年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

○委員長 次に、議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

[上下水道課長 佐藤和宏 登壇]

○上下水道課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第50号について説明] 省略別冊参照

○委員長 これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他・附属資料18ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論

を終結いたします。

お諮りいたします。議第50号 令和5年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和5年度補正予算6件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、次回の予算特別委員会は、12月定例会会期日程により開催いたしますので、御参集を願います。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時44分 散 会

令和 5 年 1 2 月 定例会
1 2 月 1 4 日 (木曜日)

予算特別委員会

令和5年12月14日（木）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
板 垣 幸 広	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	寒 河 江 英 明	農 林 課 長
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	嶋 貫 幹 子	観 光 振 興 主 幹
川 合 俊 一	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
高 橋 宏 治	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
鈴 木 博 明	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
矢 澤 文 明	監 査 委 員 事 務 局 長	山 内 美 穂	農 業 委 員 会 事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
小 阪 郁 子	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

本日の会議に付した事件

- 議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第8号)
- 議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)
- 議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

~~~~~

開 議

- 委員長(殿岡和郎委員) 朝の挨拶をしますので御起立願います。  
おはようございます。  
着席ください。  
ただいま出席されている委員は16名全員であります。  
これより予算の審査に入ります。  
本委員会に付託されました案件は、令和5年度補正予算10件であります。6件の審査は終了しておりますので、本日の予算特別委員会では、令和5年度補正予算4件について審査を行います。

~~~~~

議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第8号)

- 委員長 それでは、議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第8号)について審査を行います。
当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕
- 財政課長 〔令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第51号に

ついて説明〕省略別冊参照。

- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。
質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。
これより質疑に入ります。
補正予算書の予算に関する説明書により行います。
歳入歳出全般及びその他・附属資料78ページから91ページまでについて質疑ございませんか。
16番佐藤 明委員。
- 佐藤 明委員 何点か質問いたします。
最初に、11月10日の閣議決定で5,000億円が閣議決定されて、いわゆる臨時交付金あったわけですが、聞くところによると南陽では、9,000万円ちょっと使えると、こういうお話がありますが、このメニューについていわゆる推奨事業メニューというふうな名称であります。せんだっての一般質問でも出されたようですが、この使い道、具体的にどういうふうにするのか、まず1点。
それから、もう1点であります。今後いろいろこういったものも含めて国がある程度の補正を組んでやるというふうなことがあるわけですが、特に今回、せんだっての新聞等でも報道されましたが、少子化対策ということで3兆6,000億円というふうな金額ですが、具体的にこのメニューについて、南陽市ではどういった対応をされるのか、その辺をお聞かせいただきたい。事務方でも、市長でも結構です。
- 委員長 白岩市長。
- 市長 委員の御質問にお答え申し上げます。
国の総合経済対策のほうにつきましては、今議会最終日にその補正予算を提出提案できますように今庁内で鋭意検討しているところでございます。その中で、骨格となるのは市民の皆様にも平等に燃料や様々な物価高騰に少しでも一助

になればというようなクーポン事業を考えているところです。

そのほかに様々な業界の状況をお伺いしながら必要な予算を現在検討しているところでございますので、もう少しお待ちいただければというふうに思います。

少子化対策のほうについては、事務方から回答いたします。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 それでは、少子化対策の事業につきましてお答え申し上げます。

現在のところ新たな情報等はございません。計上の部分の3兆6,000億円、こちらについての情報はございませんが、臨時的なもので低所得世帯の子供への1人当たり5万円の給付というものはマスコミ報道で情報としてあるというような程度でございます。

以上であります。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 議会の最終日21日に改めて提案すると、こういうことでありますが、今いろいろ財政、事務方をはじめ様々メニューを選んでいきながら対応すると、こういうことですね。

今、12月師走の議会中なんですけれども、やっぱり市長として、今、様々な事業所、あるいは中小零細企業等々たくさんあるわけですけれども、商店も含めてやっぱり今いろいろな問題点がさっきも言ったように出ているかと思うんですけれども、そういった対策も含めて回りながらいろいろ苦情を聞きながら対応していくというのも必要ではないのかなと私は思うんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員のおっしゃるように、実際の地域の声をお伺いしながら市の必要な政策を考えていくということは大切なことでございます。先月末、例年行っております金融機関への年末の市内事業所等への資金需要の対応依頼を行った

際に、市内の事業所あるいは商店などの景況感をお伺いしましたけれども、いいところとそうでもないところがあると、総じて昨年と比べれば、昨年同時期と比べれば改善はしているものの、まだやはりコロナ前の本格的な改善には至っていないという状況でございました。そうした声も踏まえながら必要な対策を検討してまいります。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 先月末に金融機関をはじめいろいろ回ったというような話あるわけですから、しっかりその辺対応していただきたいものだなと、このように思います。

それから、もう1点であります。地方債、今現在で残高見込額が148億何がしようあるわけですけれども、白岩市長になってから大分減ってきたとそういう経過があるんですけれども、もっともいろいろな事業によってでっぴりはっぴあるわけですけれども、これはかなりあるというのを努力してきたというのは分かるんですけれども、これからは様々な諸問題が出てくるのではないかなと、このように思っているんですが、今後の見通しも含めてこの辺の残高についてお尋ねしたいということです。

○委員長 白岩市長。

○市長 この地方債の残高の表を見ていただきますと令和5年度の当初と、それから年度末とで若干今年度は減少すると。その若干の減少にとどまっている理由としては、宮内公民館の整備費をはじめとして必要なインフラへの投資を現在行っているということでございます。

来年度につきましては、そういった大型の投資案件については一服している状況でありまして、もう少し残高を減らすことができるかなというふうに思います。

ただ、毎年度の返済額が令和10年度に赤湯小学校の大型の起債が完了するまでは高止まりで推移しますので、そこまでは微減でまいります。

その後、少し返済額については減らすことができるのかなど、返済額が減る、そして起債残高も減ると。ただ、減らすだけを重視するのではなくて、必要な事業については積極果敢に対応してまいりたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員　何課がどういうふうを担当するのかちょっと分からないんですが、先日、県のほうで多様性の尊重ということで、県の当面の課題ということで、パートナーシップ宣言制度について導入するということが報道がありました。この報道によりますと、まず、この制度を導入するに当たって市町村にアンケートを行うなどして制度導入を検討してきたとありますが、南陽市にはこのアンケートなどありませんでしたでしょうか。

○委員長　大沼副市長。

○副市長　具体的にはちょっと調べないと分からないんですが、来ていないような気がします。実際、誰が運用するのか、そのパートナーの、例えば市民課に届出をして何とかするのかという具体的な事務がどこでどのようになるかというイメージ図というのは、まだ私もつかんでいないものですから、県のほうが考えているいわゆる考え方、その辺よく聞いて適切に対応したいというふうなレベルでしか今のところお答えできないような状況です。

以上です。

○委員長　13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員　これはもう既に、東北では青森県と秋田県が導入していて、酒田市自体が導入しているということで、この制度を必要とする人たちが酒田市のほうに移住して、そして制度を利用して生活しているというところがあります。これは、法的な効力はないものの性的少数者に婚姻と同等の関係を認めるパートナーシップ制度ということで、自分たちがそうであ

るということを宣誓書を提出すると受領書を発行していただける。県のほうでは、県立病院の面会や県営住宅への入居者などに家族として認める、携帯電話など家族割引を受けることができる民間サービスもあるということで、やはり生活していく上で本当に家族と同等に見てもらえないと大変な状況にあるという方たちがいるということで、この辺は県のほうも県内各地で各自自治体に協力を求めていくということですので、南陽市として、その辺市長としてどのように考えておられるでしょうか。

○委員長　白岩市長。

○市長　多様性を尊重するというに反対する人は恐らくは一人もいらっしゃらないというふうに思います。私も様々な状況に応じて一人一人が生きやすい市民社会を形成していくということについては当然必要なことだというふうに思っております。

一方で、婚姻制度を伴うものでございますので、国として国民的な議論を深める必要があるのではないかなということも感じているところです。そういった状況も踏まえながら今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長　13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員　今までの状況をいろいろお聞きすると、病院に入院したときなどがやっぱりパートナーがそういう方だと面会もできない。それから手術の状況も教えてもらえない。また住宅的なところも大変だということで、県としては、これからパブリックコメントをして来年1月には導入したいということなんです。ぜひ南陽市でも酒田市のようにこれを宣言していただければ、そういう方たちが移住してきて今現在住んでいらっしゃるとしても、やはり大変助かる部分が多いと思いますので、ぜひ導入していただく方向で県のほうの状況をお聞きしていただければと思いますが、もう一度市長のほうから。

○委員長 白岩市長。

○市長 先ほども申し上げたとおりでございますけれども、国民的な議論の動向などもしっかり把握しながら、また県の考え方なども参考にさせていただきながら、市としての対応は今後適切に検討してまいりたいと考えております。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 これを早く進めていただけるようお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 81ページのマイナンバーカードについてお伺いしたいと思います。

マイナンバーの庁内運用事業費というふうなことで予算計上387万6,000円と上がっているわけですが、これそのものの補助金の前に、いわゆるマイナンバーカードの取得率、現在今把握しているところで結構ですので教えていただきたい。

○委員長 竹田市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

11月末現在で、南陽市でマイナンバーカードを持っている方の保有率でございますけれども、79.9%となっております。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 いろいろな特典をつけて、特典というかポイントをもらえとかいろいろあって普及に頑張っていたわけですが、大体8割ということですね。この庁内運用事業費という中身がよく分からないんですけれども、例えば保険証はなくしていくとか何か言っています。それから、このマイナンバーカードそのものが今現在交付されているものも変わるんじゃないかという話もあります。その辺の情報はどうでしょうか。

○委員長 佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

今回のマイナンバーカード庁内運用事業費でございますが、こちらは住民情報システムと国が管理しているマイナンバーの制度のシステムをつなぐために機器を更新するためのものがございます。

以上でございます。

○委員長 竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

マイナンバーカードが変わるのではないかとというようなことがございますけれども、そういった情報は市民課のほうには届いていない状況でございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 いろいろカードというよりもアプリで多分やったほうがいろいろ更新する際にも便利なんですよ。だからそういったこのマイナンバーカードに関するいわゆる事務的なカードそのものがそうですけれども、非常に大きな金額が国家的には動いているというふうに思うんですね。国会ではないですから全然あれですけれども、アプリにしようとかというようなことはないんですか。

○委員長 竹田市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

アプリというよりはマイナポータルを使って、またカードで読み込むものをスマホの中で、そのカード自体になるものが今月末から都会のほうでは始まるようございますので、また、アンドロイドではマイナンバーカードを搭載することが今もう既に12月末から可能というふうになっているというのは報道来ているところがございます。

また、iPhoneについては今後対応が可能だということがございますけれども、アプリで対応するというようなことは今のところはな

いのかなというふうに思っております。

以上でございます。申し訳ございません。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういった情報が市民まで届いていないもんですからよく分からないんですね。なので、そういった情報が分かり次第、こうやっていかないと、マイナンバーつくったって意味、特典ないんじゃないかなとか、あるいは逆にいろんな意味で所得を捕捉されるんじゃないかという変な意味での間違っただけの情報が入っているわけですね。だから2割の方というのはそういったことも含めているのかなというふうに思います。

それで先ほどデジタル主幹のほかから佐野主幹のほうからありました、いわゆる住民情報等のシステムとマイナンバーカードを連結するんだという、それは俺今までそれやっていたのかなと思ってたんですけども、何で今頃なんですかね、ちょっとそこら辺教えてください。

○委員長 佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 ただいまの御質問にお答えします。

以前からやっていたんですけども、住民情報システムと国が管理しているマイナンバーの情報システムを直接つなぐことは規則で禁止されておりますので、そこに中間サーバーというものを設置しておりました。その機械が古くなったために更新をするために構築するというような事業でございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ということは、法律が新たに出たということではないんですね。

○委員長 佐野情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 そのとおりでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 最後、要望になりますけれど

も、その先ほど言ったように、なかなか健康保険証もそうですけれども、合体するとか何かそういうことがよく分からない部分が多いにあって、そこがやっぱり推進にうまくいかないというところもあるのかなと思いますので、ぜひ正しい情報を的確に伝えてもらいたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 89ページの10款中学校費の1目学校管理費の中の中学校施設整備事業ということで、今年猛暑で、子供たちも熱中症アラート出るたびに部活が中止になって大変子供たちも顧問も先生方も大変苦労されたと思いますが、早速スポットクーラーを設置されて対処していただいて本当子供たちも喜んでいるんじゃないかというふうに思います。

それはそれでいいんですけども、今後の各3校の武道場の活用について、どのように考えているかお尋ねしたいと思います。

例えば、宮内中学校ですと柔道は何年か前から部活動としては使っておりません。剣道も今年から武道場、生徒数がないということで実質的に部活動は停止している状態です。

今後、学校の部活動の地域移行に伴いまして、こういうことって各学校で出てくるんじゃないかと、せつかく武道正課なるということで、3校すばらしい武道場を多額の建設費を使って建設していただきましたけれども、今後の武道場の活用についてどのように考えておられるのか、その辺をお聞かせしていただきたいと思います。

○委員長 長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに生徒さんの減少により部活動についての活用は、特に宮内中学校においては少なくなってきたのかなというふうには認識しております。ただ授業の中で体育館の中で武道の授業、

そういったこともございます。そこは、これまでどおり進めながら部活動の地域移行に関わっての活用の在り方については、ただいま検討委員会を設置しておりますが、そういった中でも議論しながらより有効に活用できるよう検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 現実的に部活動での活用というのは実際少なくなっているという今の答弁でありましたけれども、それは仕方ないとしても、今後やっぱり地域にその他のスポ少の活動、あるいは部活動が地域に伴っての活動の場として積極的に開放していただきたいというふうに私は思っているんですが、その辺はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○委員長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

学校の開放につきましては、当然学校教育法においても社会教育法においてもスポーツ基本法におきましても学校開放については、学校教育に支障がない限り開放すべきというふうに規定がされておりますので、南陽市におきましてもその法の趣旨に沿って学校の開放を行っているんですが、武道場につきましては、現在、開放するためには管理、例えば休日に開放した場合、学校の中まで自由に入っていくという問題がありまして、現在の形での武道場の開放については難しいのかなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 学校開放については、教育法その他の関係で可能だと。現実的にやっぱり管理上の問題が出てくるということ分かりましたけれども、それはさして難しい課題ではないと思いますので、今後積極的にそういう場があっ

たら、ぜひ積極的に検討をお願いしたいということ要望します。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 84ページ、民生費児童福祉費について、ちょっと2項目を質問したいと思います。

まず第1点目、障害児福祉事業費の中で、今回、通所支援の給付金が1,233万6,000円ということで、これについては利用者が増加したというふうな説明があったわけですが、まず、その利用者の増加数、現在が何人で何人増えたのかということと、その通所している施設、市内、市外あると思うんですけども、その特に市外について通所なされている方は何人いるのか、お伺いしたいと思います。

それから、学童保育事業費の補助金なんですけれども、このいわゆるボランティアで携わっているというふうにお聞きしているんですが、その辺の実態について、全く本当にボランティアで全然謝礼も何も出ていないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、障害児のほうの利用状況についてでございますが、今現在障害児のほう利用されている方77人ほどいらっしゃるようでございます。この中で、増加状況ということですが、昨年度との同期の比較ということで申し上げますが、件数につきまして、令和4年度10月まで618のところ、令和5年度では694ということで76件ほど増えているような状況でございます。

あと、もう一つ市外と市内の状況でございますが、こちら今現在のほうの正確なところは押さえていないところなんですけれども、例えば、様々なサービスの中にもちょっと分かっている

ものですから、その中でちょっと分けて申し上げますと、児童発達支援事業等であれば全体の中で9人いらっしゃる中で市内施設使われているのが6人ほど、あと市外施設が3人ほどということ。あと放課後等デイサービスになりますと、全体で44人になっておりまして、市内施設のほうについては28人、あと市外施設にては16人ということで利用されているという状況があるようでございます。

あと学童のほうにつきまして、ボランティアで対応されている部分ということですが、私のほうでは、ボランティアでやっているというところは把握しておりませんというか、認識しておりませんのでよろしく願いいたします。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 すみません。私間違えまして、学童保育ではなくて放課後でしたので、間違えました。削除してください、すみません。

今の最初のほうの障害児のことですけれども、これはいわゆる手帳を持っていらっしゃる方ということなのか、それに類するような方も含めているのか教えてください。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

手帳を持っていらっしゃる方も当然いらっしゃいますが、それ以外に窓口のほうで質問質疑などしながら施設利用が可能であるというふうに判断される方の御利用もございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 こういった通所の施設があって、その御家族、御家庭では大変ありがたいなというふうに思っているわけです。

ただ市外の場合ですとやはりどうしても子供が往復をしなきゃならないということがあって、それもやっぱりサービスでしているところもあるようですけれども。その辺については、例えば市内にそういったできるような施設をこれか

ら計画していくというようなことは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、市内でできるだけ身近なところでの御利用というふうな御要望もあるようには理解しておりますが、まずは福祉圏域というところでの利用充足を満たすということがございまして、そういう中での考え方も持ちながら、あと御要望をさらに精査させていただいて、今後施設の増設が必要であるかどうか等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 これはちょっと政策的な問題だと思いますので、市長について、現在どのように考えているか、特に発達障害関係で非常に増えているのかなというふうに思っています。そこについてお伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 南陽市内でそういった障害をお持ちのお子さんが通える施設というのはこの数年増えてはきておりますけれども、一方で、増えてはいるんですけどもやはり市外の施設に通われている方もいらっしゃって、南陽市外から南陽市内の施設に通っていらっしゃる方もいらっしゃって。それというのは保育をされる職員との相性だったり、そのお子さんの障害の特性に応じた職員の方がいらっしゃるかどうかだったり、非常に一市町村で大きく対象をカバーするというのが難しいというのが現状であります。したがって、なかなか市内の人が市内で全て完結するというのは現実的には難しいなと思っておりますけれども、それでも必要なニーズを把握しながら、近隣市町村とも連携して必要なサービスを考えていくことが大事かなというふ

うに思っているところです。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今、市長がおっしゃるとおり、前より多様なことだと思しますので、状況をいろいろ把握、定点で点検しているとは思うんですけども、ぜひ、今のような形で進めていただきたいと思えます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第51号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 次に、議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第52号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般100ページから101ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第52号 令和5年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)

○委員長 次に、議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第53号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般107ページについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第53号 令和5年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま質疑中でございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

11時10分より再開いたしますので、御参集いただきたいと思ます。

午前10時52分 休 憩

午前11時10分 再 開

○委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

~~~~~

#### 議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 次に、議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第54号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般116ページから117ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第54号 令和5年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

散 会

○委員長 以上で本委員会に付託されました補正予算の審査は終了いたしました。

慎重な御審議を賜り誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し深く感謝申し上げます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時13分 散 会

令和 5 年 1 2 月 定例会  
1 2 月 2 1 日 (木曜日)

## 予算特別委員会

令和5年12月21日（木）午前11時09分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司 | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭 | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一 | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄 | 委員 | 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 |
| 10番 | 梅 川 信 治 | 委員 | 11番 | 川 合 猛     | 委員 |
| 12番 | 高 橋 弘   | 委員 | 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |
| 14番 | 高 橋 篤   | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明   | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|         |                        |           |                          |
|---------|------------------------|-----------|--------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                    | 大 沼 豊 広   | 副 市 長                    |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                | 嶋 貫 憲 仁   | みらい戦略課長                  |
| 佐 野 毅   | 情 報 デ ジ タ ル<br>推 進 主 幹 | 高 橋 直 昭   | 財 政 課 長                  |
| 板 垣 幸 広 | 税 務 課 長                | 高 野 祐 次   | 総 合 防 災 課 長              |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                | 尾 形 久 代   | 福 祉 課 長                  |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長         | 寒 河 江 英 明 | 農 林 課 長                  |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長            | 嶋 貫 幹 子   | 観 光 振 興 主 幹              |
| 川 合 俊 一 | 建 設 課 長                | 佐 藤 和 宏   | 上 下 水 道 課 長              |
| 高 橋 宏 治 | 会 計 管 理 者              | 長 濱 洋 美   | 教 育 長                    |
| 鈴 木 博 明 | 管 理 課 長                | 佐 野 浩 士   | 学 校 教 育 課 長              |
| 山 口 広 昭 | 社 会 教 育 課 長            | 土 屋 雄 治   | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 |
| 矢 澤 文 明 | 監 査 委 員 事 務 局 長        | 山 内 美 穂   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 小 阪 郁 子 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

本日の会議に付した事件

議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算  
(第9号)

~~~~~

開 議

○委員長(殿岡和郎委員) おはようございます。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

これより予算の審査に入ります。

本定例会最終日において、本委員会に付託されました案件は、議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)、1件であります。

~~~~~

議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正  
予算(第9号)

○委員長 当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和5年12月定例会 予算に関する説明書により 議第69号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入、歳出全般、8ページから10ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 歳出に関して項目がわたりますので、お伺いをしたいと思います。

この対策については、10月以降3月までぐらいを見込んでの物価高騰対策等に充てられるというふうにお聞きしました。それで、最初にクーポンについてですけれども、クーポン3,000円というふうなことで、予算的に見ると、あとは大体なくなるというふうな形だと思うんですが、ほかの近隣の市町村なんかどのような形にしているか。情報交換等やって、同じようにクーポンするというふうなことがあるかどうか、まずお伺いしたいし、いわゆるその時期については配布が1月だということですから、年越してから配布になっていくというようなことだと思うんですけれども、一応その辺について確認をしたいということと、そのクーポン以外のものについては、これは支払い時期については、今年内できるのかどうか、あるいはどのような日程で考えているのかどうか、その2点お伺いしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

山形県内の他市町の状況について、今回の国の交付金をどのように活用されるのかについては、把握はしてございませんけれども、山形県のほうで推計人口1人当たり1,000円を支援していただけると。さらには事務費補助として100万円支援していただけたというふうな状況でございますので、今年度または来年度において、我々のような全市民応援クーポン、またはプレミアムクーポン、さらにはスマホで決裁できるようなもの、そういったものを実施されるのではないかとというふうに推測してございます。

あと2点目のクーポンの実施時期でございますけれども、利用期間としては、1月22日月曜日から3月10日日曜日を予定してございます。

あと支払い時期でございますけれども、事業

者からの換金申請につきましては、クーポン利用期間中も受付はいたしますけれども、クーポンの利用後の3月11日以降受付いたしまして、支払いまで含めて3月29日完了を予定してございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 クーポンに関しては分かりました。要するに県の1,000円分があるから、そこについては多分そこがベースになって支払われるというようなことだと思うんで理解しました。

それから、クーポン以外のものについての支払い時期等どういうふうに考えているのか、お答えいただきたいと。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

今回の支援の中で定額の支援を行うものにつきましては、今後、各担当のほうで交付要綱等定めまして、できるだけ迅速に執行されるというふうに考えているところです。

ただ、実績を確認してからのものもございませぬので、そちらにつきましては、事業者のほうとの実績を確認してから支援等を行うというふうになります。

なお、今回の国のほうの交付金につきましては、年度内の実績報告が必要となつてございませぬので、いずれの事業につきましても、今年度中には支援のほうを終了するというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。できるだけ早くということしか言えないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

それで具体的なことを、例えば高齢者、障害者施設関係でのいわゆる定額的なものの中で、これは通所と訪問系というのもありますけれど

も、この通所、訪問系というのは、結局はいろいろ実質入所もやっている、そういった通所関係もやっているといった場合は加算になるというふうな理解でいいですか。

それから、もう一つ、仮に保育施設の場合、これは12月1日現在の人数に関して5,000円という、例えば100人いれば50万円というふうなことだと思うんですけども、最高額で計算しているところは幾らでしょうか。

○委員長 尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

複数の福祉サービスを経営している場合というふうなことですけれども、各事業所ごとに、こちらのほうは支援したいというふうに考えておりますので、それぞれ加算といいますか、入所系、あと通所系、訪問系ということで、それぞれの事業所分を支援していくというふうに考えております。

以上です。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 それでは、保育施設のほうの最高額の御質問についてお答え申し上げます。

令和5年12月1日現在、一番施設の子供の数が多いところが195人おまして、金額にいたしますと97万5,000円を交付する予定になってございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

クーポンでちょっと最後に。クーポン利用のお店等については、前回と同様なのか、何か変わるようなことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

取扱い店舗については、対象外とさせていた

だく事業所、例えば大型のスーパーだったりとか、ホームセンターとか、そういった除くというようなところは前回と同じように考えてございます。あと、前回加盟いただいた店舗につきましても、今月中にこちらのほうから、またクーポンやりますけれども希望されますかというように確認を取った上で、さらには、新たに取り扱いたいというところにつきましても入っていただいて、そういった対応になると考えてございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第69号 令和5年度南陽市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本定例会最終日において、本委員会に付託されました令和5度補正予算1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

---

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時25分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

# 議 案 等

(令和5年12月定例会)